

## 早稲田大学社会安全政策研究所・刑事司法福祉フォーラム・オアシス共催 WIPSS第70回定例研究会（拡大）

### 公開シンポジウム「再犯防止と更生支援とは～これまで、そして、これから～」開催記録

本報告は、早稲田大学社会安全政策研究所の共同研究の一つである「司法から福祉へつなぐダイバージョン研究会」が、一般社団法人刑事司法福祉フォーラム・オアシスとの共催により、2019（令和元）年5月18日（土）に早稲田大学早稲田キャンパス8号館B1階102号教室にてWIPSS第70回定例研究会（拡大）として開催した公開シンポジウム「再犯防止と更生支援とは～これまで、そして、これから～」の記録である。

なお、本報告における肩書は、全て当時のものである。

開会

第一部

1. 基調講演「再犯防止と更生支援について」
2. 説明「再犯防止推進計画と地域再犯防止推進モデル事業について」

第二部 パネルディスカッション「再犯防止推進計画と地域再犯防止推進モデル事業—地域の課題に共に取り組む—」

第一幕 神奈川県再犯防止推進計画の策定に当たって～その経緯と計画の内容

第二幕 再犯防止推進計画の実施に当たって～その課題と展望

第三幕 フロアとの質疑応答

閉会

開 会

司会（千田早苗 WIPSS 招聘研究員（法務省法務総合研究所主任研究調査官））：ただいまから早稲田大学社会安全政策研究所、一般社団法人刑事司法福祉フォーラム・オアシス共催公開シンポジウム「再犯防止と更生支援とは～これまで、そして、これから～」を開催させていただきます。

初めに、早稲田大学社会安全政策研究所 棚村政行所長からご挨拶をいただきます。

棚村政行 WIPSS 所長（早稲田大学法学学術院教授）：ただいまご紹介いただきました、今年月1

日に石川先生から引き継ぎまして社会安全政策研究所の所長を務めさせていただいております早稲田大学の棚村と申します。

本日は、ご多忙にもかかわらず、本研究所と一般社団法人刑事司法福祉フォーラム・オアシス共催の公開シンポジウム「再犯防止と更生支援とは」にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。主催者の一方を代表しまして心より御礼を申し上げたいと存じます。

さて、早稲田大学社会安全政策研究所（WIPSS）は、石川正興名誉教授が創設されまして、長期的な視野と壮大な展望に立ち、犯罪を適正かつ有効に防止する安全な社会づくりを目指す総合的な政策研究所として研究活動を続けております。

本研究所は5年ごとにそれぞれの活動の区切りをつけながら、1期、2期と研究実績を2016年10月から重ねております。現在は、2016年10月から第3期の新たな研究課題に取り組んでおります。2019年度は8つの研究テーマのもとで、石川先生には顧問として加わっていただき、研究所員9名、招聘研究員72名という体制で共同研究を行っております。

こうした共同研究の一つに「司法から福祉へつなぐダイバージョン研究会」というものがございます。本日のシンポジウムは、その一環として行います。そして、今回初めて、フォーラム・オアシスと共催の公開シンポジウムを行う運びになりました。

ところで、2012年に政府は、再犯防止に向けた総合対策を犯罪対策閣僚会議において決定いたしました。もうご存じだと思いますが、出所から2年間に再入所する者の割合を2021年までに20%以上減らそうという具体的な数値目標が掲げられました。また、2014年に、国を挙げて再犯防止のための施策に取り組むために超党派の国会議員らによる再犯防止を推進する基本法を制定しようと検討が開始され、その成果として2016年に再犯の防止等の推進に関する法律が制定され、施行されることになりました。

この法律に基づき、政府が2017年に再犯防止推進計画を策定するとともに、各広域自治体、基礎自治体でもそれぞれの地方再犯防止推進計画の策定が進められております。神奈川県でも検討していただき、今年3月、神奈川県の再犯防止推進計画が策定されることになりました。そこで、本シンポジウムではこうした神奈川県再犯防止推進計画に焦点を当て、司法、福祉等の関係機関・団体間の地域における連携のあり方を検討させていただきたく、このような企画に至りました。

この公開シンポジウムでは、名古屋高検の検事長であられます林眞琴先生の第一部の基調講演、次いで、吉田雅之法務大臣官房秘書課再犯防止推進室長による「再犯防止の取組における地方公共団体との連携」という説明があり、その後「地域再犯防止推進モデル事業について」と題す

るパネルディスカッションが予定されております。パネルディスカッションは石川先生にコーディネーターをお願いし、5名の登壇者の皆様にお話をいただき、地域の課題に取り組む実情と状況について明らかにさせていただきたいと考えております。

また、基調講演をしていただきます林眞琴先生は、先ほども紹介しましたように現在、名古屋高検の検事長を務めておられますが、矯正局の時代には監獄法の改正、最高検の時代には検察改革、それから刑事局時代には刑事司法制度改革に取り組まれるとともに、文字どおり司法と福祉の連携を図る、いわゆる入口支援を検察において推進してこられた立役者でございます。

本日のシンポジウムは、このような基調講演、再犯防止と地方公共団体についての説明、パネルディスカッションの全体が我が国の社会の安全や国民の安心した暮らしを守り、罪を犯したり非行をした者へ、力をあわせて再犯防止と社会復帰、立ち直りの支援をすることに役立つ貴重な機会になりますことを祈念しまして、フォーラム・オアシスの皆様とともに共催させていただきます。

最後に、皆様におかれましては今回のシンポジウムが充実したものになりますようご理解とご協力のほどをお願いしまして、所長になりました私の挨拶にかえさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

**司会：**棚村所長，ありがとうございました。

それでは次に、一般社団法人刑事司法福祉フォーラム・オアシス横田尤孝代表理事からご挨拶を頂戴いたします。

**横田尤孝（弁護士，一般社団法人刑事司法福祉フォーラム・オアシス共同代表理事，元最高裁判所判事）：**一般社団法人刑事司法福祉フォーラム・オアシスの共同代表理事の1人です。横田でございます。もうお一方、フォーラム・オアシスの共同代表は小津博司弁護士が務めておりますけれども、この2人でフォーラム・オアシスの代表を務めさせていただいております。

フォーラム・オアシスは平成28年—2016年11月に発足いたしました。刑事司法福祉関係あるいは医療関係者が相互に連携、協力する場をつくろうというのがフォーラム・オアシスの目的でありまして、発足以来これまで、司法福祉関係者の情報の交換、連絡、そういったことを目的としたフォーラムを5回行いました。いわゆるオアシスの会員を主とした集まりであるミニフォーラムを4回、それからオアシスの会員以外の方にも広くご参加いただいた公開フォーラムを1回行ってまいりました。

今回、オアシスにとりましては第2回目の公開フォーラムになりますが、先ほどもお話がございましたように早稲田大学の石川先生、社会安全政策研究所の多大なご協力を得まして、両者の

共催という形でこういう立派な、広い会場もご用意いただきましたし、そして私ども、正直望外ですけれども、こんなにたくさんの方々にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

ところで、今日のテーマは再犯防止についての地方公共団体、地域との連携が大きな目的であります。先ほど棚村所長のお話にもございましたけれども、現在、国は再犯防止推進について力を入れておまして、地方公共団体もこれについて一定の責務、あるいは一定の協力義務といったものが法律や、あるいは閣議決定された計画において定められております。

私として、全く個人的な意見ですけれども、果たしてこういった地方公共団体が再犯防止についてどこまで力を入れてくださるのか、正直言ってやや危惧がなかったわけではありません。しかしながら、いざ実際に動いてみますと多くの地方公共団体が大変積極的に、前向きにこれに取り組んでくださっております。実は私も具体的な地方公共団体における再犯防止推進計画の策定に関わっている1人なんですけれども、今日も会場には、地方公共団体、地域において再犯防止推進計画に携わっておられる方が多数お見えでございます。本当にありがたいことだと思っています。

こうして動き出した再犯防止推進計画がさらに広く深いものになっていきますように、本日のシンポジウムがその一助となれば大変うれしいことだと思っております。

今日はその観点から十分な議論をしていただきまして、そしてこれをまた私ども、地域の方々もそれを持ち帰ってさらに再犯防止が実効あるものになるように、よい計画になっていけばこんなにすばらしいことはないと思っていますし、今日のシンポジウムを開催した意義もそこにあると思います。

長丁場になるようですけれども、どうぞ皆さんじっくり議論をお聞きいただきまして、そしてご自分でまたそれぞれお考えを持って再犯防止のテーマについて取り組んでいただければ幸いです。

本日はどうもありがとうございました。よろしく願いたします。

司会：ありがとうございました。

## 第一部

### 1. 基調講演「再犯防止と更生支援について」

名古屋高等検察庁検事長 林 眞 琴 氏

**司会**：それでは、第一部の基調講演に移らせていただきます。

先ほど所長から紹介させていただきました名古屋高等検察庁林眞琴検事長から「再犯防止と更生支援—刑事司法と福祉の連携—」と題しまして基調講演を頂戴いたします。

林検事長は昭和 58 年に検事に任官され、これまで法務、検察の要職をご歴任されています。矯正局時代には監獄法の改正、最高検時代には検察改革、刑事局時代には刑事司法制度改革にそれぞれ取り組まれ、平成 30 年 1 月の名古屋高検就任時には「しなやかで、強く、そして頼りがいのある検察」を標榜され、的確・適切な検察権の行使とともに多機関連携をベースとした刑事政策の実現を目指すなどと語られています。

それでは林検事長、どうぞよろしくお願いたします。

**林 眞琴（名古屋高等検察庁検事長）**：ご紹介いただきました林でございます。

ご紹介いただきましたように、再犯防止あるいは刑事司法と福祉との連携ということには、これまで、矯正の立場から関わり、その後は検察の立場から関わり、また法務省の刑事局という立場で関わってきましたが、本日は、私は、現在、名古屋高検の検事長ですので、全く入口支援の現場からは離れておりますし、まして矯正でもないし法務省でもないので、一個人として今、考えているところをご披露したいと思います。

演題としては、当初、私は「刑事司法と福祉との連携」にしようと思っていたんですが、このシンポジウムのテーマが再犯防止と更生支援ということですので、そちらをテーマにしました。でも、副題で「刑事司法と福祉との連携」を残している意味は、要するに、再犯防止というのは刑事司法である、更生支援というのは福祉である、このように、連携、連携と言いますけれども刑事司法と福祉というのは理念も目的もかなり違いますので、時にかなり緊張感を持った関係になりかねない部分があります。それがどうやって連携していくのかについて、私が案じているところをお話ししたいと思います。

40 分しかないので、私が言いたいことを先に発言要旨としてまとめています。

まずは、刑事司法と福祉との連携は罪を犯した者も福祉の対象であるといった、今から見れば当たり前かもしれませんが、そういった福祉側のまなざしの変化と、同じ時期に刑務所改革であるとか検察改革であるとか、あるいは再犯防止という波、そういう刑事司法側の変化とが相まって可能になったのではないかと考えております。

しかし、刑事司法と福祉というのは理念、目的が異なります。ですから、この両者の連携には甚だ困難が伴うと考えております。両者の連携をより円滑にするために、刑事司法そのものを福祉化する、そんなことは恐らくできないです。一方で、福祉側に司法化を求める、これも適切で

はないと私は思っています。結局、やはりこの両者の連携というのは両者の異質さ、目的の違い、理念の違い、こういったものを前提とした上で双方が相互理解をしながら、この異質な両者をどうやってつなぐのか、この間をどうやってつなぐのか、要するにインターフェイスの工夫が求められているのではないかと思います。

その上で、現在、この両者の連携は刑事司法と、中でも地方公共団体との連携が必要となっておりますけれども、私は、その中でも地方公共団体での地域福祉との連携が重要だろうと思っております。

そして、やや各論的に細かな話になりますが、現在、社会福祉法に基づいて、例えば市町村には市町村地域福祉計画というものを作ることが、努力義務でありますけれども、努力義務化されているわけであります。この地域福祉計画の中に福祉のニーズ、福祉の支援を必要とする犯罪をした者、こういった者に対しての社会復帰のあり方というものがあり盛込まれることによって、刑事司法と福祉とのつながりがより円滑なものになる。その点で、この地域福祉計画の内容に非常に期待しているということであります。

以上が私が今日、40分間でお話したいことであります。

そこで、まず、刑事司法と福祉の連携がどのように可能になったのかという点です。これはこれまでの歩みですので、ごく簡単に振り返ります。

これはよく言われていることではありますが、まずは出口支援から始まったということであります。出口支援ですから、出所者を対象とした福祉的支援の話になっています。これはもちろん、刑事司法側のプレーヤーは矯正と保護ということになります。この問題は、やはり山本譲司氏が問題提起された「獄窓記」という本で、刑務所の中に、刑事司法と福祉の両方から相手にされない狭間に落ち込んでしまった累犯障害者が多数いる、こういうことをこの本の中で明らかにした。その内容に非常に敏感に福祉の側が反応されて、平成18年から田島良昭さんが「罪を犯した障がい者の地域支援に関する研究」を厚生労働科学研究で行った。その結果が地域生活定着支援センターという、これは福祉側につくられたコーディネート機関であります。それが平成21年にできて、これが出口支援の本当に大きな役割を果たしている、このような流れだと思います。

一方で入口支援であります。これは田島良昭さんが、最初の厚生労働科学研究の3年が終わって、その次の3年間で今度は「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」を行った。これがもとになって、当時、検察の側も検察改革をやっております。例えば最高検に知的障がい専門委員会を作った、また、その後、各検察庁に社会復帰支援室とか刑事政策推進室とかそういったものを設置して、そこに非常勤で社会福祉士の方に来ていただいて入口支援を行って

いた、こういった流れがあります。

社会福祉士の採用について1点だけ申し上げますと、これはもちろん、何も検察庁が福祉に手を出すわけではありません。検察庁は「福祉につなぐ」ことを最初から目的としておりましたが、何せ入口支援の方には、先ほどこちっと申し上げた地域生活定着支援センターというものがないわけですね。そういうコーディネーター機関がないものですから検察庁は自分でつなぐてはいけない。もちろん更生緊急保護を使えるような場合であれば保護観察所につなぐこともあるんですが、そうでないケースもある。そうすると、検察庁が自ら福祉につなぐてはいけない。とはいえ検察庁に、この非常に細分化した福祉部門のどこにつなげばいいかなどという知識はほとんどないわけです。

また、たまたま刑事手続に関与することになった被疑者、被告人、特に被疑者ですが、福祉的なニーズがある人なのか、ない人なのかを、検察庁の職員が、あるいは検察官が見極めることは到底不可能でありますので、そこで社会福祉の人に来ていただいて、その点のアドバイスをいただくこととしたものであります。

さて、この両者の連携を可能にしたものは何なんだろうかと思えますと、1つは、これは福祉側からの強い働きかけで始まったということでもあります。先ほど申し上げたように、やはり田島さんたちが厚生労働科学研究を2度に渡ってやってくれた、それに基づいて地域生活定着支援センターが厚生労働省の予算によって設置された、ここが非常に大きかったと思えます。もう一つは、これは私が感じていることなんですが、福祉側のまなざしの変化があったなと思えます。要するに、罪を犯した者も福祉支援の対象であるということ、これは今は当たり前のように思いますが、私が矯正にいて監獄法の改正などをやっていたころは、罪を犯した人の出所後の対応は法務省の仕事、更生保護の仕事であって、社会福祉は自分たちの仕事ではないんだといった考えがやはりあるのではないかなと、私は当時、感じていました。

山本譲司さんの本の中で、知的障害の人たちが刑務所に非常にたくさんいるということについて、当時、田島良昭氏が我々に何と言ったかという、「自分は三十数年障害を持った人たちの福祉の仕事をしていながら、ここまで刑務所や少年院に知的障害、障害を抱える人がたくさんいることを一切知らなかった。逆に、矯正の職員の人たちが必死になってその人たちを支えてくれた。これは本来は福祉の我々が主体でやらなくてはいけなかったことなんだ、本当にお詫びしたい。」こう言われたわけですね。

私たちは矯正の側にいたときに、そういった障害のある方がたくさん刑務所にいることはもちろん知っていた。知っていたけれども、こういう人たちは出所するとなかなか福祉につながら

くて、そのまま、また再犯を起こして何度も何度も、人生の大半を刑務所で過ごすような人が多いことは、もちろん矯正の側は知っていたわけです。そういう人たちには福祉の光も当たりにくいことも知っていたわけです。知っていたけれども、矯正の側も当時は何ら動こうとしませんでした。我々には無力感がありました。なかなかこういう人を福祉は受け入れてくれないと。これは思い込みなんですけれども、ファクトに基づく認識ではないんですが、そうだろうと思って無力感があつた。

そういったところに田島良昭さんたちが「いや、これは私たちの仕事なんだ。申しわけなかった。」というアプローチの仕方でも働きかけてきてくれたところには、福祉のまなざしの変化というものがあつたと思います。

ここに炭谷茂さんの当時の論文の抜粋を掲げましたが、当時、炭谷さんはこのようなことを言っていて、むしろ福祉の側に、こういった罪を犯した人たちをちゃんと受け入れることを呼びかけました。何かといいますと、社会福祉法というものがあつて、社会福祉法には「社会福祉事業」の定義があるんですが、その定義から更生保護事業が除外されているわけです。除外されているために、更生保護事業は社会福祉事業ではないから社会福祉として行う必要はないんだ、こういう誤解が広まっている。「そんなことはないんだ、この条文は、更生保護事業が社会福祉法という法律の中では社会福祉事業には当たらないと言っているだけであつて、社会福祉そのものであることは否定していないんだから、やはりここは社会福祉として自分たちの仕事であることを強く認識するべきだ。」こういった論文が出たわけです。むしろ自分たちのほうがよくできる部分であると言われたわけでありまして、当時この論文を読み、意を強くしたわけでありまして。

そのように福祉側からの強い働きかけを受けて、このころに刑事司法の側にも変化が生じていたので、連携が可能になったんだろうと思います。

1つは、当時行われていた刑務所改革、1つは検察改革、1つは再犯防止の波であります。これはごくごく簡単にいきますと、1つは、平成17年と18年の2年をかけて100年ぶりの監獄法の改正をやりました。これによって刑務所あるいは矯正、行刑というものが改善更生とか社会復帰を目指す処遇に転換していった時代である。この辺のところで矯正の側も、また保護の側も福祉側との連携を必要としたわけでありまして。

もう一つは、検察が改革をしていて、当時、「検察の理念」というものを新たに作りましたが、その中にも刑事政策、犯罪防止のための施策、刑事政策への指向を強く打ち出しました。こういった検察の中での変化。

最後には、これが刑事司法側では一番大きいわけですが、政府が再犯防止に強く取り組んだ。

今もそうですが、その結果、再犯防止推進法ができて、今日のシンポジウムでもその再犯防止 推進法に基づく再犯防止計画が議論されると思いますが、このような歩みがあったと思います。

ここからが本題ではありますが、しかし、やはり本来、刑事司法と福祉というのは理念、目的が異なる。この両者の連携には困難が伴う。そこで、ではどうしようかというときに、刑事司法が福祉化する、福祉のほうも司法化する、こういったことはいかがかといういろいろな論があるわけですが、私は、なかなかそれは難しいのではないかと。なぜならば、刑事司法そのものが福祉化することなどできないし、また、福祉の側に司法化を求めることは適切ではないと私は考えるからです。

その点については、まずはやはり連携には困難が伴う、なぜか。これは理念が異質で目的も違うからなんだ、連携には困難を伴うのだ、まずそこを十分押さえる必要があるだろうと私は思います。

石川正興先生の本には、このように書いてあります。「刑事司法システムは、究極的には「社会秩序の維持実現（全体の福祉）」を目指して展開する。この刑事司法システムの内部において「犯罪者の福祉」を実現することは、「木に竹を接ぐ」の譬えのごとく、多くの困難が伴う、「刑事司法システムの内部において犯罪者の福祉を実現することには、刑事司法システムの基本的性質に起因する限界がある」このように書かれております。

では、福祉というのは何を目的にするか。これはもとより対象者の幸福、福利の向上、こういった個人の福祉を目的としているわけでありまして、片や刑事司法は社会の安全、秩序の維持、全体の福祉を目的としているわけでありまして。福祉は、対象者にどんな福祉的ニーズがあるかを調査、診断し、それに基づいて福祉的支援計画を作って、それに基づいて福祉的支援策を実施する、こういったアプローチであります。こういったニーズの発見、そしてその問題を見つけて解決するという問題解決手法は、刑事司法の中には少なくとも内在はされておられません。

幾らニーズが見つかったも、仮に福祉的ニーズがあったとしても、これを直ちに社会内での福祉的支援に結びつけることが常に可能かといえ、刑事司法はそういうわけにはいきません。行為責任が非常に重いような事件については、当然それは起訴して刑務所での処遇を受ける、こういった選択をせざるを得ないわけでありまして。

このような理念の異質さは、十分に考えておくべきだと思います。

さて、最近であります。こういった刑事司法と福祉の連携に対してかなり批判の声、あるいは懸念する声がございます。

先日、私は名古屋におりますもので、名古屋で、ある福祉の学会のシンポジウムがありました。

そのときのシンポジウムのテーマは「社会福祉の監視化を問う」でした。「監視化」というのは「監視する」に化学の「化」で、監視化、コントロール化、支配化、そういう意味ですが、「社会福祉の監視化を問う」というテーマのシンポジウムが行われまして、非常に興味があったので私も聞きに行っていました。

刑事司法と福祉との連携というのは、先ほど申し上げましたように福祉の側からの強い働きかけを受けて始まったものでありましたので、出口支援でも入口支援でもこれは非常によい試みである、刑事司法が今までやらなかった中ではよい試みである、こういった評価が多かったと私は思っていました。実際そうだっただろうなと思います。しかし、最近になりまして、特に検察が主体になって行う入口支援に対しては、福祉サイドあるいは刑事法学者からの批判あるいは懸念の声が実際に上がっています。

どんな声かといえば、まず、再犯防止を目的とする福祉との連携となると、結局、福祉的支援を本人に事実上強制して、福祉の司法化あるいは福祉が刑事司法の下請機関になりかねない、こういった懸念が言われております。

また、刑事手続の過程から始まる支援というものは、結局、強制を伴って開始される支援については本人の動機づけに否定的な影響を与える可能性がある、こういったことが言われます。また、刑事司法によって例えば支援がどのように推移したか、支援が成功したか否かが追跡される。こういった場合には、結局、福祉機関は監視者の役割を担わされてしまう、こういった可能性が出てくるぞ、こういった声があります。

また、福祉支援を実際行っている人たちの中には、自分たちにも再犯防止の結果責任があるのではないかと思っている人がかなりいて、戸惑いの声がある。

刑事司法と福祉との連携に対して、こういった懸念の声が実際に出てきているわけです。

こういった連携に対する懸念の声というのは、よくよく子細に検討してみますと、必ずしも実際に今、行われている連携あるいは入口支援に対する批判とか懸念ではないのではないかと私は思います。なぜなら、例えば入口支援で検察は福祉を自らの下請機関などとは毛頭思っていないし、そのような実態も現在存在していません。

また、再犯防止の過程で入口支援をやったり出口支援をやったりする以上、福祉の側には再犯防止の責任を負っていただきたいなどと考えている刑事司法の機関はないはずです。

また、この3番目に書いてあります刑事司法によって支援の結果が追跡された場合、福祉機関が監視者の役割を担われる可能性が出てくる、こういったことにつきましても、実際に今、検察は支援の結果を追跡などはしていません。できようもないし、していません。

例えば福祉支援を条件として不起訴にしておきまして、その結果を見て、もし支援が失敗すればそのときには起訴猶予を取り消して再度起訴する、これは条件付起訴猶予と言うわけですが、このような頭の中での議論がされることはあっても、このような条件付起訴猶予は実際行われていないわけでありまして、そうすると、こういった連携に対する懸念の声は、よくよく見ればそれは実際に行われている連携とか入口支援に対する批判と懸念というよりは、今後の事態、特に入口支援というのは制度に基づいてやっているわけではありませんから、中身は非常に様々ですし、流動的であります。流動的であるからこそ、今後、行われる入口支援であり得る連携のあり方についての懸念といった側面が大きいのかなと。あるいはそういった連携を今後、制度化しようとするときの制度化のあり方に対する懸念だろう、このように私は思っております。

しかしながら、そうだといたしましても、刑事司法の側は福祉サイドから発せられるこういった考え方やあるいは懸念に対しては十分に耳を傾けて、理解しておく必要がある。これは連携をするに当たって必要不可欠なことだろうと思います。なぜかと申しますれば、この問題、すなわち福祉支援というのは、実は「支援」とは言いながら時に権力性をはらんでいるんだとか、対象者に対して支配の可能性が出てしまうんだということは、こういった刑事司法と福祉の連携が始まる以前から福祉の世界の中では非常に大きな問題として提起されたり、議論がなされてきたからであります。

ですから、この問題はかなりデリケートな問題であって、そういう非常にデリケートな問題であることは、連携するに当たって刑事司法の側はしっかりと理解して対応する必要があるのではないかと、そうでないと連携はできないのではないかと、こう思っておるわけであります。

それゆえに、私は本来、刑事司法そのものを福祉化することなどできないし、逆に福祉の側に司法化を求めることも適切ではないと考えるわけであります。むしろ私は、両者の連携はこの両者が異質であることを十分に相互に認識した上で、では、この異質同士がどうやってつながるのかを両方で考えていく。考える部分は、異質な両者の間の問題です。間の問題だから両方が間のことを考える、そのインターフェイスの工夫が求められるんだろうと考えております。

さて、では異質さを前提とした連携をどのように考えるかということですが、私は、まず、刑事司法は更生支援をどのように位置づけるのか、あるいは福祉にとって再犯防止というものもをどのように考えるのか。こういうことについて、私は次のように考えているわけです。

まず、刑事司法にとっての更生支援の位置づけというものは、私は、これは刑事手続にかかわった支援ニーズのある者を福祉につなぐこと、引き継ぐこと、これによって結果的に再犯防止を図るということだろうと思います。刑事司法が福祉と連携する目的は、もちろん福祉の目的では

ありません。あくまでも刑事司法側は再犯防止が目的であります。そして、それでよいと思っております。なぜならば、福祉のニーズを有する対象者が刑事手続で発見された場合に、これがどこにもつながれずに刑事手続から離脱したような場合と、福祉につながれた上で刑事手続から離れた場合とで、後者の場合、すなわち福祉につながれた上で刑事手続を追えた場合のほうが当然再犯が防止される確率は高くなるわけでありますので、その意味で、刑事司法が刑事手続を終えるに当たって、ニーズのあるものについて福祉と連携するわけであります。これが刑事司法にとつての更生支援の位置づけと思います。

私は刑事司法の代表ではありませんので、これは私個人の考え方ではありますが。

では、福祉にとつての再犯防止というものをごどう位置づけるのかということではありますが、私は、福祉にとつて再犯防止など一などというものとは言ってはいけませんが、再犯防止は、いわば福祉的な支援を行うことの反射的な効果である、このように位置づければ全くいいと思っております。福祉が更生支援を行う本当の目的は、犯罪そのものは生活の支障になるわけですから、その人がまた再犯を起こせばますますその人にとってはそういった生活支障が高まってしまうわけですから、それを防ぐ。要するに、本人の社会的な孤立であるとか生きづらさを解消させるという支援ニーズに対応することが福祉にとつての更生支援の目的であつて、再犯防止はその反射的な効果である、こういった考え方である。それでいいと思っております。

このような議論は、明石市が条例をつくるときに4回にわたつて非常に濃密な議論をされて、それがホームページに載っておりますけれども、それを讀んだときにも、やはりその議論の中で福祉サイドあるいは弁護士サイドから「再犯防止は福祉の目的ではない、これは反射的な効果である。」このような議論がありました。私は、全くそのとおりでらうと思っております。

では、福祉が再犯防止、刑事司法と連携する意義は何だらうということになれば、これはやはり刑事手続の過程で潜在的な支援対象者が発見されて、そういう事例が多いわけですから、そういった場合にちゃんと刑事司法の側からその引き継ぎを受けること、それが福祉の側にとつては刑事司法と連携する意義だらう、このように考えます。

実際に刑事手続の現場で、それまで全く福祉のサービスにつながっていなかった、要するに福祉側のネットに引っかかっていなかった人が、犯罪を犯したことが契機で、刑事手続に関与したことが契機でこのような福祉的ニーズが発見されるということは、現場ではかなり多くございます。こういった場合にきちんと刑事司法の側からその情報とともに、また引き継ぎを受けるのは、福祉の側にとつても、そういった人たちに着実に福祉支援を行うにおいてはメリット、意義がある、こう考えているわけです。

もう一つは、異質さを前提とした連携というときに、やはり刑事司法と福祉と独立・対等の関係で連携しないといけないと思います。もちろん刑事司法の側で時に福祉の支援ニーズを発見したと言っても、実際にその人にどのような形でいかなる支援を行うか、これは福祉のほうの判断であります。これに刑事司法が介入などは恐らくできない。その能力もないし、やはりそれは福祉の側の判断に委ねるしかないと思います。

また、コーディネート機関というのは、例えば出口支援というのを見ますと、地域生活定着支援センターが今、やっているわけですね。これはいわば厚労省が作ってくれた、福祉側が作ってくれたコーディネート機関であります。それによって、これは刑事司法から当然独立しております。このセンターは刑事司法からの指示や監督などを受けていません。

こういった点は、刑事司法と福祉は独立・対等関係で連携すべきだという考え方、これは今後、例えば入口支援においてもコーディネート機関を作るのか、作らないのか、作るとしたらどんな機関を作るのか、今後、構想する際においても重要な観点ではないかと私は思います。最後であります。私は、今後の連携は刑事司法と福祉、中でも刑事司法と地方公共団体との連携が重要だと思っております。その中でも、やはり地域福祉というのが重要な連携先ではないかなと思います。地域福祉ということは、今後の課題として地方公共団体との連携というものがある、特に再犯防止施策において地方公共団体との連携を図るとというのが、再犯防止推進法に基づく再犯防止推進計画であります。この議論を今日のシンポジウムではされたいと思いますので、私はここは省略いたしまして、私が今ちょっと注目しているのは、地域福祉との連携という点におきまして、市町村における包括的な支援体制との連携を図るという点が、今後、重要になってくるのではないかと思います。

現在、厚生労働省は地域共生社会の実現を目指しておりまして、この地域共生社会の実現に向けて市町村における包括的な支援体制が構築されつつあります。そのために社会福祉法が改正されまして、平成30年4月1日施行、去年の4月1日にもう施行されていますが、この中で、市町村地域福祉計画あるいは都道府県地域福祉支援計画、こういったものを策定することが義務づけられている、努力義務とされています。

そうすると、今日、議論になる地域再犯防止計画の策定、これは再犯防止推進法の中で都道府県、市町村の努力義務とされたものであります。そうすると、都道府県あるいは市町村は今、2つの計画を作ることが課題になっているわけです。1つは地域の再犯防止計画、1つは地域の福祉計画。そうしているところ、私のいる名古屋でも、再犯防止計画は名古屋市ですと市民経済局というところが担当しておりますが、当然、地域福祉計画は福祉部門が策定を担当するものであり

ます。そういう策定主体が一緒のところもありますし、違っているところもあります。でも、少なくとも福祉計画のほうは当然福祉部門が担当すると思います。

その中で地域福祉計画は、今、厚生労働省がガイドラインを出してくれまして、地域福祉計画の中には必ず次の事項を入れなさいと。そのガイドラインの中には「保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方」これを福祉計画に入れなさい、こういうことを厚生労働省は言ってくれているわけです。結局、福祉としてどのような社会復帰支援を行うかというときの共通して取り組むべき事項の中には、犯罪をした、そうした福祉支援のニーズを持つ人、これに対して福祉としてどのように取り組むのかということを入れなさい、こういうふうに求められているわけですね。

ですから、これによって、この地域福祉計画の中に、当然そこには刑事司法と、それが入りますと刑事司法からどのようにニーズのある人を引き継ぐのか、そこから引き継ぎを受けて福祉としてどうしていくのかということが、このインターフェイスの部分で当然入ってきますので、こういったものの中身が充実していけば、基本的に刑事司法と福祉との連携が非常に充実していくだろう、それは私は期待しているわけであります。

結局、今、主としてここで議論する再犯防止推進計画の議論、これは非常に重要であります。一方で、市町村は地域福祉計画もつくるわけであります。そして同じく地域福祉計画の中にも罪を犯した、犯罪をした福祉対象者の議論が当然不可欠で残っているわけですから、できればこの2つの計画は、異質さを前提とした上でその整合性を図り、それから2つの計画が連携していく、それが非常に重要だろうと思います。

そういった意味では、市町村レベルあるいは都道府県レベルでこの計画をどんな計画にすべきか、まずは市町村で、都道府県で議論されるわけですが、そのときには今まで再犯防止あるいは入口支援、そういったものに関わってきたいろいろな関係者、また福祉の方も入って、この2つの計画がうまく具合に整合して結果的に連携が充実する、こういったことを考えている次第であります。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

司会：林検事長、貴重なご講演ありがとうございました。

皆様からのご感想などについては、アンケートにより賜ります。よろしく願いいたします。

## 2. 説明「再犯防止推進計画と地域再犯防止推進モデル事業について」

法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 吉田 雅之 氏

司会：続きまして、法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室、吉田雅之室長から、再犯防止推進計画と地域再犯防止推進モデル事業についてご説明を頂戴いたします。

吉田室長、よろしくお願いたします。

吉田雅之（法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長）：ただいま紹介いただきました法務省の吉田と申します。

私がおります企画再犯防止推進室というところは、政府における再犯防止施策についての取りまとめをしているほか、地域再犯防止推進モデル事業などを通じて地方公共団体との連携を進めております。

私からは、この後の議論のベースとなる情報を提供するという趣旨を込めて、「再犯防止の取組における地方公共団体の連携」というテーマでお話しさせていただきます。

本日のご説明の流れですけれども、まず、地方公共団体との連携の重要性について、再犯防止推進計画に触れながらご説明いたします。その上で、法務省が昨年度から地方公共団体に委託して実施している地域再犯防止推進モデル事業について、その概要と具体的な取り組み例をご紹介します。そして最後に、地方再犯防止推進計画の現状等についてご説明したいと思います。

それでは、地方公共団体との連携の重要性についてご説明したいと思います。

我が国の犯罪情勢を見ますと、近年、刑法犯認知件数は大幅に減少しております、10年前の平成20年には約183万件であったものが、昨年、平成30年には約82万件となって、100万件以上減少して戦後最少となっております。そこでは検挙者に占める初犯者も、それから再犯者もともに減少傾向にあるわけですが、その中で、再犯者の減り方が初犯者の減り方よりも緩やか、余り減っていないと言うとちょっと言い過ぎですが、減り方が少ないために、総体的に再犯者数の割合が上がっているという現状にありまして、その再犯者率は直近の平成29年には約48.7%、検挙者数に占める再犯者の数の割合が約半分になっている現状にあります。こうしたこともあって、再犯防止対策をさらに推進していく必要があると考えております。

そこで大きな意義を有するのが、再犯防止推進計画であります。

犯罪をした者の多くは貧困、疾病、嗜癖、障害、さまざまな問題を複合的に抱えておりまして、こうしたさまざまな問題に対応するためには刑事司法関係の機関の取り組みだけでは限界があります。そのため、かねてから国と地方公共団体と民間団体とが丸となって取り組みを進める必要があるというご指摘がございました。

こうしたことも踏まえて、超党派の議員により再犯防止の取り組みをさらに進めるための法案

の検討が行われて、平成28年12月に、いわゆる再犯防止推進法が全会一致で可決・成立いたしました。

この再犯防止推進法においては、政府が再犯防止推進施策を総合的、計画的に進めるための再犯防止推進計画を策定することとされています。これを受けて、この検討会で議論が重ねられまして、平成29年12月に政府として初めての再犯防止推進計画が閣議決定されたところでございます。

この計画の中では、5つの基本方針が設定されております。その中の1つ目として「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進するということが掲げられております。

その上で、計画においては7つの重点課題が設定されておまして、その中に地方公共団体との連携強化が挙げられております。

先ほど申し上げたように、犯罪をした者はさまざまな問題を抱えておまして、その再犯を防止するためには福祉や医療のサービスなどを受けることが不可欠であるケースも多くて、それらを含む住民に身近なサービスを提供する地方公共団体による支援で極めて重要でございます。こうしたことから、再犯防止推進法においては、国だけでなく地方公共団体にも再犯防止施策を実施する責務があるということが明示されているわけでありまして。

もともと地方公共団体からしますと、犯罪をした者等に対する支援のノウハウ等々は必ずしも蓄積がなかったり、あるいは支援を必要とする対象者についてどうやって情報を得ればいいのかといったさまざまな課題があろうかと思えます。そうしたことから、この計画では、国が地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取り組みを支援したり、あるいは地方公共団体と協働して施策を推進するという形で地方公共団体との連携の強化を図っていくこととされております。

そこで、地方公共団体との連携強化を図るための施策の代表的なものとして、法務省が昨年とから実施しております地域再犯防止推進モデル事業についてご説明いたします。

まず、なぜこれを始めたかということでもありますけれども、再犯防止推進法の制定後、地方公共団体の担当者の方々とコミュニケーションをとらせていただく中で、具体的に何をやればわからないといった声が多く寄せられました。他方で、法務省としてもこれまで地方公共団体の方々とも連携しながら事業を進めていくという経験が乏しかったこともありまして、どのようにして連携を進めていけばいいか、正直なところ手探りのところがありました。

そこで開始したのがこのモデル事業でありまして、地方公共団体の取り組みを支援するとともに国と地方の連携のあり方を実践的に研究し、そこで生まれた効果的な取り組みを全国に普及し

ていく、横展開していくことを目的として開始したものでございます。本日お集まりの皆様の中にも、このモデル事業に関わってくださっている方がいらっしゃるのではないかと思います。

平成 30 年度開始分は、大きく分けて3つのパートに分かれます。最初の年は地域の実態調査や支援策の策定に半年程度かけまして、そこで策定された支援策を平成 30 年度の途中から 2 年間にわたって行っていく。そして最後の半年間を使って、その効果検証や調査結果の取りまとめ、報告などを行っていくという流れになっております。

この平成 30 年度開始分については、都道府県を中心として 30 の地方公共団体に委託しております。

さらに、本年度からは、平成 31 年度開始分として、事業規模を拡大し、性犯罪をした者に対する支援などを含む新規の取り組みを中心として、こちらは事業期間 2 年間でありますけれども、モデル事業を開始することといたしました。これについては本年 3 月末に計 7 の地方公共団体に事業委託の決定をしております、今後、順次事業を開始していく予定としております。

福祉的な支援ですとか就労支援をテーマに取り組む団体が多いわけでございますけれども、時間の関係もありまして詳細なご紹介は割愛させていただきますが、例えば茨城県を見ますと、更生保護サポートセンターを活用した満期出所者等の住居、就労先の調整等の支援を実施されておりますし、また、埼玉県も、起訴猶予者も含めて福祉サービス等につなげるための支援、こちらは入口支援となろうかと思っておりますけれども、そうした取り組みをされております。

また、千葉県においては、満期出所者等の住居及び就労先の調整等の支援を実施ということでございまして、こちらは入口支援も含んでいると聞いております。

また、長野県では、こちらも更生保護サポートセンターを活用する形で、犯罪をした者とかその家族等からの相談対応なども実施されていますし、名古屋市においては入口支援を含めてさまざまな事業を行っていると同っております。

また、奈良県では就労支援に関する広報啓発のためのシンポジウム等々を開催しておりますし、鳥取県では入口支援に力を入れて行われているということでございます。

また、広島県では、少年に特に配慮して就労先の支援等を行っている。

また、山口県でも入口支援、出口支援ということで取り組みを進めておられると同っております。

平成 31 年度開始分では、全部で 7 団体。奈良県は平成 30 年度開始分にも入っておりますので、その意味では重なっております。

秋田県、山形県、宮城県といったように、「性犯罪者」と明示して支援などの取り組みを行って

おられます。

また、牛久市では非行少年を対象として、少年院や少年鑑別所なども連携して学習支援なども行っているということでございます。

今、ざっくりとしたご説明を申し上げましたけれども、この中で特にご紹介しようということで、幾つかの取り組みを個別に取り上げさせていただきたいと思えます。

まず、長崎県の取り組みでございます。

長崎県は、これまでも犯罪をした福祉ニーズのある者への支援に力を入れるなどして再犯防止に積極的に取り組んでこられた先進地域の1つでございます。このモデル事業では官民連携による支援スキームを構築しまして、左側から障害のある人についての支援のスキーム、それから高齢者、住まいがない人、薬物依存の問題を抱える者ということで、それぞれ分野に応じて、既存のネットワークも活用しながら全体として幅広い、さまざまな分野でネットワークづくりを進めているのが特徴的だろうと思えます。

次に、栃木県の取り組みですけれども、栃木県においては約10年前から、執行猶予判決を受けた薬物依存者を対象としてプログラムなどを実施してきましたけれども、このモデル事業では、「薬物再犯防止サポート事業」と題して薬物対策としての出口支援を実施しております。具体的には、矯正施設や保護観察所から、釈放者あるいは保護観察期間が終了する人といった刑事司法手続が終了する人についての情報提供を受けながら、連携先の栃木県内の大学においてプログラムや尿検査を実施しながら、薬物支援からの回復支援を行う。あわせて住居支援、就労支援、生活福祉支援といった総合的な支援をパッケージとして行っております。その中で薬物依存者を支える家族もサポートするというところで、家族会事業も実施しているところでございます。

続いて、大阪府の取り組みでございます。

既存の取り組みとして、出口支援としての性犯罪者への支援というものがございまして、これはかねてから行ってこられたものでございますけれども、モデル事業としては、入口支援としての性犯罪者への支援を行っておられます。このモデル事業では、痴漢とか盗撮をして起訴猶予になったり、あるいは罰金となったような人について、再犯に及んだり、あるいは犯行をエスカレートさせていくおそれがあることを踏まえて入口支援を実施しているものでございます。

具体的には、カウンセリング支援の流れとなりますけれども、対象者に対して制度があることを教えて、本人から申し込みを受けて、その申し込みを受理しますと心理カウンセリングの支援を行っていく。それが終わった後には福祉等にもつないでいくといった取り組みを行っているものでございます。

入口支援の取り組みの中でも性犯罪者に特化している点、それから自治体がみずからカウンセラー、支援者を配置しているという点で特徴的なものでございます。

最後に、兵庫県の取り組みをご紹介します。

兵庫県も再犯防止に積極的に取り組んできた先進的地域の1つでございます。このモデル事業では、軽微な犯罪により起訴猶予処分となった者のうち障害者あるいは高齢者といった方に対して、兵庫県弁護士会の依頼に基づいて、検察庁や保護観察所等の刑事司法関係機関と連携して、必要な福祉サービスにつなぐためのコーディネート業務などを行っているものでございます。入口支援の取り組みを自治体が弁護士会と連携して行っているという点で特徴的であろうかと思えます。

時間の関係上、ここでは限られた事例しか紹介できませんけれども、ほかにもさまざまな取り組みが進められておまして、ご興味のある方はぜひ法務省にお問い合わせいただければと思います。特に今日ご出席の地方公共団体の方々で「こういったことをやってみただけけれども、例があるか」といったことにご関心、ご疑問をお持ちであれば、ぜひ私どもの部屋までご連絡をいただければと思います。

続きまして、地方再犯防止推進計画の現状等についてご説明いたします。

再犯防止推進法の第8条の条文では、地方公共団体に策定の努力義務が課されています。

本年4月1日現在の都道府県における地方再犯防止推進計画の策定状況では、平成30年4月に鳥取県において最初に計画が策定されたのを皮切りに、現時点では15の府県において策定されているということでございます。我々としては、日本地図が全て埋まるように、さまざまなサポートをしていきたいと考えております。

なお、奈良県においては、この計画の策定に先立って再犯防止に関する条例を制定するべく検討を進めています。奈良県においても積極的に取り組んでいただいていると考えております。

続いて、政令指定都市とその他の市町村ですけれども、政令指定都市については、策定済みの団体はまだない状況でございます。その上で、協議会等で検討中が6団体、庁内で検討中が7団体ということで、こちらについても法務省としてできる限りのサポートをしていきたいと考えております。

また、指定都市以外の市町村については、千代田区、豊中市、四日市市ということで策定済みの団体が出てきております。

なお、兵庫県明石市においては更生支援、再犯防止に関する条例が既に制定されておりまして、これも非常に重要な動きであると考えております。

地方公共団体との情報共有という点で若干申し上げたいと思います。

法務省では、地方公共団体における取り組みの情報をさまざまな自治体と共有することなどを目的として会議を開催しております。1 つが市町村再犯防止等推進会議でございまして、もう一つが都道府県再犯防止等推進会議でございます。

市町村のほうの会議は、昨年 8 月に市町村の首長にもご参加いただきまして開催いたしました。本年度は全国市長会の翌日である 6 月 13 日に開催する予定でございます。

また、市町村の会議の分科会として、矯正施設が所在する自治体の首長の会議も開催しております。こちらは矯正施設が所在する市町村の首長の方が発起人となって立ち上げられたものでありまして、情報交換の場として活用されています。

また、都道府県の会議は本年 1 月末に開催しておりまして、こちらもさまざまな先進的な取り組みを発表していただいたりして、情報共有を図っているところでございます。

このほか法務省では、モデル事業の委託団体に私どもの部屋の職員を派遣して要望事項をお伺いしたり、また、全ての都道府県、政令指定都市の再犯防止担当部署の窓口を把握して日ごろから連絡をとらせていただくといった形でコミュニケーションをとらせていただいております。

今後とも地方公共団体の皆様とさまざまな形で協力しながら政策を進めていきたいと思っております。引き続きご支援、ご協力、ご理解をいただければ幸いです。

私からは以上でございます。(拍手)

司会：吉田室長，ありがとうございました。

## 第二部

### パネルディスカッション

#### 「再犯防止推進計画と地域再犯防止推進モデル事業—地域の課題に共に取り組む—」

コーディネーター

早稲田大学名誉教授／早稲田大学社会安全政策研究所顧問 石川正興氏

パネリスト

横浜保護観察所長 三本松篤氏

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長 田熊 徹氏

弁護士（神奈川県弁護士会） 徳田 暁氏

横浜地方検察庁総務部長 中村葉子氏

神奈川県社会福祉士会長／神奈川県地域生活定着支援センター長／

横浜地方検察庁社会福祉アドバイザー

山下 康氏

**司会**：第二部のパネルディスカッションに移らせていただきます。

地域再犯防止推進モデル事業や再犯防止推進計画などについて、地域の課題にとともに取り組まれてきた皆様方にお話を伺います。

まず初めに、コーディネーターとパネリストの皆様方をご紹介します。

コーディネーターは、早稲田大学社会安全政策研究所顧問 石川正興名誉教授でございます。パネリストの皆様でございます。

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長、田熊徹様です。

横浜保護観察所長、三本松篤様でございます。

横浜地方検察庁総務部長、中村葉子様でございます。

神奈川県社会福祉士会会長、神奈川県地域生活定着支援センター長であり横浜地検社会福祉アドバイザーでございます山下康様でございます。

神奈川県弁護士会、弁護士の徳田暁様でございます。どうぞよろしく願いいたします。

総合司会は、当研究所嘱託研究員、刑事司法福祉フォーラム・オアシス所属会員の千田が懇親会まで務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、石川名誉教授から、このパネルディスカッションのテーマについてご解説を頂戴したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**石川正興 WIPSS 顧問（早稲田大学名誉教授）**：既に林検事長、それから吉田室長から今日パネルディスカッションで議論する事柄の中核となる流れは話していただきました。

それでおわかりのように、今、出口支援から始まって入口支援、さらに地方公共団体を正面切って巻き込んで、日本の今後の犯罪処理のシステムをどう構築していくかといったことが検討課題に上がっていると思います。今、再犯防止推進計画が立てられて、地方公共団体もそれ相応の働きをすべきであるという形になっていて、先ほどのように 30 の地方公共団体でモデル事業が実施されています。

これは3年間の予定で、もう1年経過しましたからあと2年になりますが、今日はこのシンポジウムで、具体的に神奈川県を取り上げます。神奈川県は政令市を3つ抱えています。したがって、県と政令市との関係がどうなっているかといったことも大きな一つの問題になってきます。例えば、横須賀市はいわゆる中核市になっていて、児童相談所との関係で言う中核市には政令市のように必ず設置しなければいけないという義務はないにもかかわらず、設置しています。そ

うといった意味で、県と市の連携がどうなっていくかを見るには神奈川県の実業は最適であろう。また、首都圏に入っていて、首都圏、東京には日本の人口の約1割があるわけですから、ここが動いていかないと全国に動きが始まっていかないということもあって、神奈川県に出させていただいて、その実例を紹介していただこうと。

その実例を見ながら、果たしてそれぞれの地方公共団体でどのようなことが可能なのか、こういった取っかかりを議論できればいいということで、このパネルディスカッションを企画いたしました。

第1幕、第2幕と大きく2つに分かれていますけれども、第1幕では、神奈川県で再犯防止推進計画を策定したわけですが、その策定過程での問題、それから策定の結果、その計画の内容はどういうものであるかを話していただきます。

これを受けて第2幕では、そこで立てられた計画をいざ実施する段に、どんなことが必要になってくるか。他の機関あるいは民間の団体、こういったところに連携を求めるために、具体的にどういう形で条件づくりをしていったらいいか。恐らくそこにはいろいろな問題が出てくるんだろうと思いますが、簡単に言えば克服すべき課題にはどんなことがあるのかといったところをそれぞれのパネリストにお話しただいて、それを受けて全体討議をしたいと思っております。

資料で入っていない事柄についてはパワーポイントの映像が画面に映されますから、それをごらんいただく。これから大分長い時間かかりますけれども、ご協力をお願いいたします。

司会：石川先生、ありがとうございました。

## 第一幕 神奈川県再犯防止推進計画の策定に当たって～その経緯と計画の内容

司会：それでは、パネルディスカッションに入ります。

神奈川県の前田課長様、どうぞよろしく願いいたします。

**田熊 徹（神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長）**：改めまして、神奈川県福祉子どもみらい局地域福祉課長の田熊と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、神奈川県再犯防止推進計画の概要についてお話しさせていただきます。

まず、神奈川県の概要について少しお話しさせていただきます。

人口は約916万3,000人ということで、全国から上から2番目の多さとなります。

高齢化率は約24.9%。これは現時点では全国で下から4番目ぐらいだと思いますが、平成30年版の高齢社会白書によりますと、2045年に向けた高齢化率の伸びが10.4%で、これは1都3

県の中で最も高い伸び率になると見込まれております。今後、高齢化が進んでいく県ということでございます。

もう一つの本県の特徴は、先ほどもお話ございましたが、県内に横浜、川崎、相模原、3つの政令指定都市があります。3市を合わせた人口は約596万人で、これは県人口の約65%、3分の2ぐらいを占めているということでございます。

次に、県内の刑事司法に係る国の主な機関を挙げさせていただきます。ごらんいただければと思います。

なお、この中で小田原少年院と神奈川医療少年院は、平成30年度をもって閉庁されています。

本県の刑法犯認知件数と検挙状況の推移でございますが、まず、認知件数は、2002年の約19万件がピークでしたが、その後、減少傾向でございます。2007年以降の推移を見ても、引き続き減少傾向にあります。2017年には約5万4,000件でした。

次に検挙人員は、こちらも減少傾向にあつて、2017年には約2万2,000件となっております。

検挙率については、ほぼ横ばい状態ということで、2017年は41.7%。これは直近の10年間で2番目に高い率となっております。

一方で、刑法犯の検挙者に占める再犯者の率は、こちらについては、わずかずつではありますけれども上昇傾向にあるということでございます。これは検挙人員の減少率と比べて再犯者数の減少率が少ないことが原因であると考えられます。なお、本県における2017年の再犯者率は48.5%ということで、先ほどもお話がございましたが、全国では約48.7%ということでしたので、全国の平均とほぼ同様の数字となっております。

次に、神奈川県再犯防止推進計画策定の経緯について簡単にご説明したいと思います。

まず、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が公布・施行されまして、平成29年12月に国の再犯防止推進計画が閣議決定されております。これを受けまして平成30年4月に鳥取県が、都道府県としては初めての再犯防止推進計画を策定しております。

このような中、神奈川県でも平成30年度中に計画策定したいということで、5月に神奈川県再犯防止推進会議を設置してございます。その後、推進会議の中でさまざまな検討を重ねて、素案を策定いたしました。こちらについてはパブリックコメントということで県民の方々のご意見も伺った上で、平成31年3月に神奈川県再犯防止推進計画を策定することができました。これは先ほどお話があったように、同時期に他の県でも、13府県ですか、同時に策定しておりまして、そういう意味では、神奈川県は鳥取県に次ぐ第2グループを走っている県だという状況にあるかと思っております。

次に、法令上の根拠です。再犯防止推進法の第4条第2項ですけれども、地方公共団体には再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定、実施する責務が定められております。また、同法の第8条でございますけれども、都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定める努力義務があるということが定められております。

先ほど出てきました神奈川県再犯防止推進会議について、少しお話したいと思います。この会議は横浜保護観察所を初めとした国の関係機関、各関係団体、それから県の保護司会連合会でずとか更生保護女性連盟、BBS連盟、こういった民間団体の方たちとも連携を図るため平成30年度に設置し、これまで神奈川県再犯防止推進計画の検討を行ってきております。構成員については、本日、シンポジストとして出席されている横浜地方検察庁の中村様、神奈川県地域生活定着支援センターの山下様にも委員としてご参画いただいております。また、神奈川県弁護士会の徳田様にも第2回の会議にご出席いただいているところです。

次に、計画の概要です。

まず、計画の位置づけについてはですが、計画期間につきましては、2019年度から2023年度までの5年間となっております。対象区域については、政令指定都市も含む県内全ての市町村域となっております。

次に、計画の基本目標と基本方針です。

この基本目標については、「ともに生きる社会 かながわ憲章」の理念を踏まえたものとなっております。平成28年7月26日に、障害者支援施設である神奈川県立津久井やまゆり園におきまして大変痛ましい事件が発生しております。本県では、このような事件が二度と繰り返されないように、この悲しみを力に断固とした決意をもってともに生きる社会の実現を目指そうと、県議会と協力して、この「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定いたしました。

この憲章は、4項からなりますが、2番目に「私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します」とあります。

先ほどの基本目標に戻りますけれども、神奈川県では罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員としてともに生き、支え合うことができる社会づくり、これを促進することを目標としてまいります。

次に、基本方針ですが、国の再犯防止推進計画を踏まえまして、5つの方針を定めています。この中には、①「誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組むこと」、それから②「切れ目のない指導及び支援を実施していくこと」、それから③「犯罪被害者等が存在することを十分に認識しながら取り組むこと」こういった重要なキーワードが幾つか含まれております。

次に、計画における施策の展開について少しご説明したいと思います。

基本的に国の計画と同様の項目立てになっておりますけれども、犯罪をした者の特性に応じた効果的な「支援」となっております。国は効果的な「指導」になってはいますが、県の役割としては支援ということでございますので、ここは「効果的な支援」とさせていただきます。

次に、各項目ごとの主な施策をご紹介します。

まず1番、就労、住居の確保です。仕事と住居はどちらも生活の基盤となるとも大事な要素でありますので、罪を犯した人が地域に戻った際には、この2つの確保がとても重要になってくると思います。

そういった中で、まず(1)就労の確保ですが、刑務所出所者就労支援事業がございます。本県では神奈川県就労支援事業者機構に委託しまして、刑務所の出所者等が経済的に自立し健全な社会復帰ができるよう、関係機関と協力して、国の支援を受けて就労した刑務所出所者、それから雇用主といった方々に、職場訪問等を行って助言を実施しております。そういった中で職場定着を促進していくことをやっております。

(2)住居の確保につきましては、県内の更生保護施設を運営する更生保護法人に対して補助を行いまして、継続保護事業を支援しております。

次に、2、保健医療・福祉サービスの利用の促進についてです。

まず(1)高齢者または障害のある者等への支援につきましては、神奈川県地域生活定着支援センターによる地域生活定着支援事業もございます。これに加えまして、国の地域再犯防止推進モデル事業を活用しまして更生支援福祉ネットワーク構築事業を実施しております。これは本日出席されています山下様が会長を務める神奈川県社会福祉士会に委託しまして、社会福祉施設等の職員を対象に研修等を実施することによりまして、更生支援に係る福祉関係機関のネットワークの構築を目指しております。

次に、(2)薬物依存を有する者等への支援でございますが、今年4月にかながわ依存症ポータルサイトを開設しまして、情報発信を行っているところです。

次ですけれども、3、非行の防止についてです。子ども・若者総合相談センターにおける非行相談、あるいは県立高校の生徒が小・中学校で実施する非行防止教室、こういったものを行っております。

また、4の犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援につきましては、ストーカー加害者に対する指導でございますとか、DV加害に悩んでいる方への相談などにも取り組んでおります。

次に、5、民間協力者の活動の促進、それから広報・啓発活動の推進についてです。

先ほどご説明しました神奈川県再犯防止推進会議の開催ですとか、優良保護司さんに対する知事表彰、こういったものが位置づけられております。民間協力者との連携は大変重要だと考えておりますので、今後も引き続き進めていきたいと考えています。

また、社会を明るくする運動への支援など、広報と啓発活動、こういったことについても引き続き積極的に取り組んでまいります。

なお、神奈川県の計画には、今回ご紹介した事業以外にもさまざまな施策を位置づけております。これは主なものということで幾つか紹介させていただいたところで。

最後になりますが、私どもの神奈川県再犯防止推進計画には副題をつけております。基本目標にも実は同じ記載がありますけれども、貧困や疾病、障害、厳しい環境などによりさまざまな生きづらさを抱える罪を犯した人たちが地域社会で孤立しないために息の長い支援が必要とされる中、神奈川県では、こういった支援が再犯防止につながるものとして、福祉の視点を中心に取り組み意義を県民の方々にわかりやすく示そうと副題としてつけたものです。「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」ということで、本県としましては、この目標に向けまして国の関係機関、各関係団体の皆様と同じ思いを持って連携、協力し、県民のご理解も得ながら再犯防止の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

**司会：**田熊課長様、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして横浜保護観察所三本松所長様、よろしくお願いたします。

**三本松 篤（横浜保護観察所長）：**横浜保護観察所から参りました三本松と申します。本日はよろしくお願いたします。

私からは、国や県で策定しました再犯防止推進計画における施策と関連した観察所としてのいろいろな取り組みを、他機関との連携とか協働といった観点から事例を交えて紹介したいと思っております。

再犯防止推進計画における施策につきましては、特にその実効性を高めていくために、地域の関係機関・団体との連携により施策を展開していくことが規定されております。更生保護制度は戦後発足して、本年で 70 年の節目の年を迎えますけれども、更生保護改革の中で制定された更生保護法も施行されて 11 年を経過いたします。この間、更生保護の分野では他機関・団体との連携や協働、そして処遇施策の可視化といったことで進められてきたと考えております。

その説明の前に、こういうあらましで本日の説明を考えております。

最初に、保護観察所の業務云々ということでありますけれども、簡単に説明した上で、観察所

の再犯防止への取り組みについてお話しさせていただきます。

観察所の業務、大きく申し上げましてこの6つがあろうかと思います。特に、保護観察の実施や生活環境調整の実施などが一番大きなウエートを占めるのかなと思います。

横浜保護観察所では、最近、常時2,000人を超える対象者が係属しています。管轄区域等、もちろん神奈川県一帯でございますが、本庁及び小田原に駐在官事務所がございます。観察所の定員が75人で、うち保護観察官として活動している者は50名おります。

更生保護の目的と機能。ここに書かれた3つの目的と機能を踏まえ、保護観察所、更生保護の官署と、そして地域の民間の更生保護にご協力いただける従事者の方の協力体制のもと、更生保護の活動を実施しております。

よく、更生保護の担い手ということで、ほかの関係機関・団体に説明いたしますけれども、観察所とともに、ここでは保護司さんや更生保護女性会、そしてBBS会といった民間の協力者の方々を紹介しています。また、神奈川県では、更生保護協会や更生保護施設、協力雇用主、また認定NPO法人である神奈川県就労支援事業者機構など、さまざまな民間の団体の方々と協力しながら更生保護を進めております。

日本の更生保護制度の大きな特徴として、この更生保護官署の職員とともに地域社会の民間協力者の皆さんにも共同して担っていただいているということが言えるかと思います。

それでは、保護観察所におけるこれまでの再犯防止への取り組みなど、事例をもとに説明してみたいと思います。

協働、協力ということで、県を初め県内のさまざまな民間団体の方にもご協力をいただいております。最初に説明するのは、就労支援に関することでございます。

神奈川県にはNPO法人であります就労支援事業者機構が平成21年に設立されておりますけれども、平成26年から法務省の更生保護就労支援事業を受託するとともに、平成28年からは神奈川県職場定着支援事業を受託しております。就労は、申すまでもなく安定した生活を送る上での重要な基盤でございますが、就職することと、そして就職した後、職場に定着すること、こうした2つの側面の指導なり支援があつて初めて再犯のリスクを減らしていきける、改善・更生の道を歩んでいけると考えております。

事例ですけれども、これは少年院入院中の10代の男性でございます。在院中から協力雇用主である会社と調整していただきましたけれども、本人と保護者がその会社を知らないことから、就労支援員さんにおいて事前に会社の了解を得た上で、事業説明を行いました。そして出院後に保護者同伴で職場見学を調整して実施し、本人から入社希望があつて、就労を開始したものです。

就職後は職場定着支援に移行しまして、毎月本人と雇用者側に就労支援員さんが接触を保ちまして、慣れない仕事に適応しようとしている本人を励ますとともに、雇用主に社会経験の乏しい本人への対応・指導方法などの助言を行って、両者の関係が少しでも円滑に進むように働きかけを行いました。

次に、住居確保の調整の充実ということで、これは事例ではなく、当庁の現状というか、施策となります。

うちの管内には4つの更生保護施設がございますけれども、出所者等がそれぞれの問題性に応じた支援を受けられるよう、2施設が高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設、1施設が薬物依存からの回復を支援する薬物処遇重点実施更生保護施設に、それぞれ指定されております。

また、先ほど基調講演でもありましたが、緊急的な住居確保、自立支援の対策として、更生保護施設以外のあらかじめ観察所に登録された民間法人・団体に保護観察対象者に対する宿泊場所、食事の提供、生活指導を委託するという自立準備ホームの制度がございます。当庁管内では9事業者21施設が登録を受けております。平成30年度には30名を超える者の住居確保、自立準備支援を委託しております。

次に、薬物事犯者の回復・社会復帰支援について、平成28年6月から刑の一部の執行猶予制度が施行されたのに伴い、これまで実施されてきた覚醒剤事犯者の処遇プログラムにつき対象となる範囲を拡大して、特別遵守事項で薬物再乱用防止プログラムの受講を義務づけて実施してきました。覚醒剤取締法違反で受刑した者の2年以内の再入率は全体平均と比較しても高く、当庁では平成29年から薬物処遇ユニットを設置いたしまして集団による薬物再乱用防止プログラムを実施するほか、引受人会、家族会を開催したり、保健医療の機関、民間自助グループの実務者との連携を強化するための協議会を開催して処遇の充実を図っております。

平成28年6月1日から本年3月31日までの当庁で受理した一部執行猶予者は160人となっており、その95%以上が薬物事犯対象者です。

ここで触れたい事例は、覚醒剤使用による一部猶予の対象者です。一度覚醒剤事犯で受刑し、仮釈放の後、一度ダルクに通所して、期間満了後にダルクに入所して生活していましたが、覚醒剤を再使用して一部猶予の判決を受けたものです。受刑して仮釈放後に再度ダルクに入所し、観察所やダルクでそれぞれプログラムを受け、薬物の検査を観察所で受けている。本人の生活は非常に落ち着いており、薬物を再使用していたころの自分を客観的に振り返ることができています。また、この人は、思い悩んで気分が不安定となったり、周囲からよく思われたい気持ちが非常に

強い人でしたけれども、現在、見栄を張らず背伸びをしない、要は気負わず自然体に、フラットに接することを心がけた生活態度となっております。

観察所もダルクと適宜連絡をとり合ひまして、本人の生活ぶりやダルクでのミーティングの様子を聴取しております。

本人は周囲に支えられて生活できている自分を認識しまして、今の居場所、人間関係を維持しようとしております。薬物への要求は正直、今現在も起こることはありますが、仲間に支えられてクリーンな自分を維持していることをよく考えて、再使用に至ることは今のところありません。今後の身の振り方を本人なりに真剣に考えています。

次に、障害を持った対象者の社会復帰支援です。これは矯正施設に入所した10代の少年です。

軽度知的障害がありまして、両親とも養育に無関心で監護力は低い状態です。虐待の疑いで児相に一時保護されたこともあり、療育手帳は既に交付済みです。

日常生活でのストレス等が高まりまして、結果的に強制わいせつにより少年院送致になりました。これは関係者の努力でもとの生活圏とは異なるところにあるグループホームを調整し、帰住することができました。グループホームに帰った後は生活保護を受給し、就労移行支援を受けながら一般就労に向けた訓練を実施しております。

この子の場合、仮退院の前から自治体や福祉関係者を含めた者が集まって処遇支援会議を定期的実施しております。生活態度に大きな問題は認められませんが、対人関係でやはりコミュニケーションにちょっと問題のある少年ですので、いろいろ悩みながら生活しております。定期的に実家に帰省する際の生活の乱れ、浪費傾向がありますのでそういったことが心配されてきました。スマートフォンの使用時間を自己管理したり、毎月の収入と支出を適正に管理したりということが課題で、そちらを中心に指導しております。

考察としては、これは本人の問題行動に関わったいろいろな機関がこの少年に都度対応しています。ストレスの解消方法であったり金銭管理の仕方を身につけることであったり、また、両親と適切な関係を構築していくよう働きかけをしています。就労支援での訓練により、徐々にですが、社会生活へのスキルが向上していることがうかがえます。多方面から本人へのアプローチを確保して、連携、協調しながら処遇を進められたことが利点として挙げられます。

最後に、再犯防止の取り組みの方向性です。地域の関係機関あるいは団体との連携の充実ということで、ここからの資料は、本日、受付でお渡しした資料の中に1枚物のペーパーとして入っているかと思います。今後もやはり改善・更生の支援を考える、関係機関・団体との連携を重視した取り組みの充実を図っていくことが必要であると考えています。

連携に関する留意点云々につきましては、また後半のパネルディスカッションで話をしてみたいと思います。

私からの説明は以上となります。どうもありがとうございます。

**司会**：ありがとうございました。

続きまして、横浜地検の中村総務部長様、どうぞよろしくお願いたします。

**中村葉子（横浜地方検察庁総務部長）**：横浜地方検察庁で総務部長をしております検事の中村と申します。

平成5年に検事になってから捜査、公判中心に仕事をしてきましたけれども、今は総務部長として刑事政策に関わる業務も担当しております。

まず、神奈川県再犯防止推進計画策定における横浜地検の役割についてお話しいたします。最初に、この計画策定において、先ほどご紹介がありましたが、計画策定の委員として入らせていただきまして、平成30年度の1年間、何回か集まっているいろいろな意見交換をいたしました。その前提として横浜地検が神奈川県に協力したこととして、まず1番目に、県内における再犯防止を取り巻く状況に関する情報提供。

2番目と3番目は、県の担当者の方に地検での再犯防止に関するふれあい広報をいたしました。検察庁では裁判員裁判広報を始めたときから、多くの人たちにいろいろな見学や、ご要望のあるところについてご説明するというふれあい広報をやっております。そのふれあい広報として県の担当者の方に来ていただいて、見学プラス再犯防止を担当する刑事政策総合支援室について、私や、アドバイザーであります山下先生が説明させていただくようなこともいたしました。

3番目としては、私自身が推進会議の委員で派遣されておりますので、検察官から見た再犯防止のために必要なことについて、いろいろ意見を述べさせていただきました。

まず、ふれあい広報でご説明したことを少しご紹介させていただきますと、横浜地検の総務部の中に刑事政策総合支援室があります。ここでは4つの業務をしております、まず1つ目は、被害者支援に関する業務です。2つ目は、児童虐待に関する多機関連携。児童が虐待されたケースや第三者加害に遭ったケースなどの司法面接、児童相談所等との事前・事後の協議等の関係の業務です。3番目に、この再犯防止の業務もしております。4番目に、精神鑑定に関する業務もしております。

このメンバーですが、まず、室長検事が1人配置されていまして、その室長検事が同時に児童虐待の窓口の検事にもなっております。室長補佐として副検事1名と首席捜査官がおりますほか、被害者を担当する統括捜査官、主任捜査官、再犯防止を担当する統括捜査官、主任捜査官がいま

す。さらに社会福祉アドバイザーとして非常勤で月曜・水曜・金曜と来ていただいている神奈川県社会福祉士会会長の山下先生と、矯正施設でも福祉職として働きながら登録社会福祉士としてスポットの面談をしてくださっている先生と2名の先生に協力をいただいています。

次に、横浜地検の再犯防止については、横浜地検の再犯防止をしたときに、つなぎ先の関係機関に横浜地検での取り組みをご説明すると、「なぜそんなことをやっているのですか」とか「逮捕とか勾留とか言われても、どのぐらいの期間内に何をするかわからないです」という話を聞くので、簡単にまとめたリーフレットを作りました。「問い合わせ先 横浜地検刑事政策総合支援室」と書いてあるところに犯罪白書から引用して「福祉の支援が必要なんですよ」ということを書いておきまして、また負のスパイラルがあるので出口だけではなく入口の支援が必要なんですということを書いています。

反対の面には、刑事手続の時間的な流れがどのようになっているのかと、入口支援について、また実際にどんな流れで取り組んでいるのかを書いておきます。

まず捜査・公判部門の検察官が入口支援の依頼をします。検察官は被疑者、被告人から支援について同意書を徴取することになりますが、まずは検察官がこの人は福祉的支援が必要なのではないかということを見発する、そこが全ての出発点です。発見して、面談することと情報の双方向の交換をすることについて同意書をとります。それで社会福祉士の先生につなぎます。

社会福祉士さんは、林検事長の説明にもありましたが、福祉士としては司法の下請けをしているのではなく、独立した立場の専門職としてソーシャルワークの価値と理念に基づいて、その人の自己決定を尊重して面談されています。その面談をした結果について検察官が助言をいただくといった形です。それから地域社会へのつなぎということになります。

このような業務をご紹介します。

私は、計画策定の委員会でおおよそ3つのことをお話ししました。やはり私も検事なので、たくさんの方の事件において犯罪被害者の方の苦しい思いを受けとめながら仕事をやってきました。なので、罪を犯した人は地域に戻っていきますが、その地域には被害者がおられます。ですから県が計画を進める上では、やはり犯罪被害者等への支援なくして地域住民の理解は得られない。そういう意味では、神奈川県がどんな取り組みをしているかも再犯防止の計画の前提としてきちんと県民に説明しなければいけないのではないかということはお話ししました。

先ほど言われたかながわ憲章や、2009年4月から神奈川県では既に犯罪被害者等支援条例により、サポートステーションにおいて、県と県警と被害者支援センターの3者が一体となり、いわゆる神奈川モデルと言われている被害者支援を行っています。また、「かながわ性犯罪・性暴力

被害者ワンストップ支援センター「かならいん」では、24時間365日、電話、面接、医療の提供、カウンセリング、法律相談などの性犯罪被害者の支援をしています。また、児童虐待の再被害防止のための多機関連携も進んでおりまして、県立こども医療センターの小児科医が代表理事となった「つながぐ」が今年度、動き出していて、医療と司法と心理とソーシャルワーカーが連携して児童支援をしています。

そのようなことも含めて県民の理解を得ていくのがいいのではないかとということをお話しました。

次に、2番目として私がお話したかったのは、矯正・保護にたどり着く前の捜査・公判の段階での早期の発見、早期の対応が大事だと思うということです。

平成30年の犯罪白書によりますと、平成29年1年間に検察に送致された人は約105万5,000人います。では、平成29年に実刑になった人、平成29年に保護観察が開始された人は、いずれも2万人に満たない人数です。ですから送検後、50分の49の人は矯正や保護にたどり着く前に地域に戻っていきます。先ほど保護観察所長さんがお話されたように、保護観察所につながれば手厚い支援が待っていますが、矯正・保護にたどり着く前に地域社会に戻っていかれるので、検察官の再犯防止における責務はとても大きなものがあると思っておりますし、地域の方々、地方公共団体の方々も、捜査・公判段階から戻っていく人たちをぜひ受けとめていただきたいと思っています。受けとめるためのいろいろな仕組みづくり、ネットワークづくり、必要なのではないかと提案しました。

では、どんなことをしなければいけないんだろうということなのですが、先ほど林検事長も言われたように、地域福祉計画はもともとあるんですね。なので再犯防止のために新しい制度を何かつくるといよりは、今ある県内の福祉・医療サービス、地域包括ケアシステムと刑事司法手続の過程で地域社会に戻っていく人たちがつながること、つながるための仕組み、ネットワークをつくっていかねばいけないのではないかと考えています。

再犯防止推進計画の実施に当たってについて、簡単に前出ししましたが、まずは検察による支援が必要な人の発見機能の強化が必要だと私は思っています。私は、京都地検で東京地検の紹介によって社会福祉士の先生に登録アドバイザーとして来ていただくようになってから、福祉の勉強をもっとするようにとその先生に言われて、社会福祉士の通信課程に通って社会福祉士の資格を取りました。その中で知らなかったこと、福祉的な価値や理念、福祉の考え方を多く学んで、「もしかしたらこの人は支援が必要なのではないかな」と気づくことが増えたような気がいたします。なので、検察官も気づくための努力はしないといけないと思っています。でも、そ

れは検察官としては、あくまで気づいて、発見してつなぐところまでがお仕事で、支援するのは福祉の独自のお仕事だと考えています。

では、次ですけれども、検察で働く福祉職の強化が必要だと思っています。

例えば、保護観察所では医療観察という制度が始まって、途中から PSW と言われる精神保健福祉士を採用して地域のネットワークとのつなぎをスムーズに行っておられます。また、矯正機関でも職員として 200 人を超える福祉職が働いておられます。そのような福祉職の力を借りるという意味では、先ほど言った 50 分の 49 の人たちが捜査・公判段階で地域社会に帰っていくので、検察で働く福祉職を数、質ともに強化していく必要があると思っています。

それから、受け皿となる地域の福祉・医療機関の開拓や地域のネットワークづくり。ここは今、神奈川県がモデル事業としてネットワークづくりに関する事業をやっている、もう 1 年間たっています。ここは次の山下先生が詳しく話してくださるということなので、私の説明はこれで終わりにいたします。

**司会：**中村部長様、ありがとうございました。

続きまして神奈川県社会福祉士会、山下会長様、どうぞよろしくお願ひいたします。

**山下 康（神奈川県社会福祉士会長／神奈川県地域生活定着支援センター長／横浜地方検察庁社会福祉アドバイザー）：**皆さん、こんにちは。神奈川県社会福祉士会の会長を務めております山下と申します。よろしくお願ひいたします。いろいろ名前が飛び交っていましたが、山下とは私のことです。

神奈川県はこういった形で、非常に仲がいいというか、いろいろ連携はとれています。日々、県、観察所、弁護士の先生など、いろいろな支援機関と連絡、連携をとりながら、しょっちゅう電話なり会ったり、会議などもやりながらいい関係ができていのかと思っています。

ただ、これだけやっているなと思っていても、話をしますけれども、アンケートをとってみると、まだまだ連携が不十分だということが今回のモデル事業の中からも明らかになってきています。そんなことをお伝えできればいいなと思っています。

刑事政策の一つの分野である更生保護、これが私たち社会福祉士の国家試験に入ってきたのが平成 22 年の試験からです。私もそうですけれども、平成 22 年以前に試験に合格した人は更生保護の勉強すらしていないのが現状です。そこにプログラムが入ってきたというのは、林検事長がおっしゃったように、社会福祉士と司法との連携はまさにその時期から始まったというところで、まだまだ日が浅いのが実態です。

私も更生保護の勉強はしていませんでしたけれども、現場で仕事をする中でさまざまな知識を

持ってきて、勉強しながらというところで少しずつ追いついてきているような現状だと思います。

それから、今ここにトータルな支援の全体像ということで書きましたが、私たち神奈川県ネットワークづくりは、これも林検事長がおっしゃいましたけれども、地域福祉であるとか地域包括支援、そこを目指した形でネットワークの事業をやっています。これはある程度形ですけれども、入口、中間、出口。

まず入口の部分では、この次に徳田先生からお話があると思います。社会福祉士会と弁護士会の連携事業、これがもう契約して4年たっています。そういった事業や、地方検察庁の中でも私が準備の時期を含めて今年で関わりが5年目になります。そういった入口の部分の動きがありません。

それから出口のところでは、定着支援センター。これは神奈川県から受託して今年で9年目になります。その定着支援センターの動きであるとか更生保護施設との連携、観音所との連携、そういったことで、入口、中間、出口のところできざまな取り組みがされています。

この矢印のところですけども、1人の被疑者の方、1人の障害者の方、1人の高齢者の方をとってみると、罪を犯して逮捕されて警察に勾留されてというところで入口支援の部分、それで検察段階、裁判段階、矯正施設、地域とありますけれども、一人一人の支援者にとってみれば、この連鎖の中にいるわけですね。一番大事なのは地域での支援になってくるかと思っています。こういう図式があるのかなと思っています。

その上で、今、お話ししましたように、地域福祉と地域包括支援と刑事司法手続をつなげるような形でネットワークを構築していきたいというのが私たち神奈川県の違いです。

その中で、再犯防止のモデル事業について、神奈川県からの委託事業ですけども、再犯防止に関わる実態調査の実施、それからその結果報告書の作成、企画委員会の開催、プログラムの策定等々の事業概要です。これが神奈川県からの委託の中身です。

まず、実態調査を私たちは行いました。ここに書いてある6つの施設を対象に実態調査を行いました。この6つの事業所とも、日々、非常に連携はとれているところです。児童自立支援施設、それから障害者のグループホームですけども、罪に問われた方々をかなり積極的に受けてくれるグループホーム、それから協力雇用主、就労支援事業所ですね、こども全国の刑務所、少年院を回っているいろいろな講和をする中で、その受刑者の方々がこの社長さんを頼って来ています。そこですけども、そういった協力雇用主、私たちが付き合いです。それから薬物依存症、これはダルクですね。あとは高齢者施設に関しても、有料ホームとの連携が非常に今、始まっています。介護保険をとりながら、もちろんその制度を使いながら特養につないでいくケース

も若干出てきていますけれども、介護保険がない中でも緩やかな形で対応していただける有料ホームとの連携。ここも年間かなりの数の方を定着支援センターからもとっていただいています。あと生活困窮者の支援施設ですね。これは横浜ですけれども、そこでアンケート調査を行いました。

それによって何が明らかになったかという、連携ができていたなと思っていても、このアンケートをとってみると全くそうではなかったと。多機関との連携の仕方であるとか支援の専門性の確保、ここはかなりの事業所の方が意識して、困っている点として挙げられていました。

具体的ところは、例えば薬物依存症の関係ですと診察の拒否があったり、情報提供の共有の難しさ、専門性の問題として例えば住民票の問題。私たち定着支援センターでは、住民票が職権削除されていた場合すぐ復活の手続きをしますけれども、そのやり方がわからないであるとか、年金や介護保険の申請の問題、銀行の通帳をつくるのに何をどうしたらいいかわからない、そういったこと。また、パーソナリティ障害の方への専門的な支援が難しいであるといったこと。制度の課題としては、情報の問題、自己責任の問題とかアフターケアの問題、あとネットワークの不足はかなり指摘されました。私たちは、やれているつもりでしたけれども、やはりまだまだ不十分だということをこのアンケート調査から読み取ることができました。

では、課題についての取り組みをどうするかということです。

これは県とも相談をした上、やはり刑事司法や司法福祉、精神障害者の支援のことなど専門性向上のための研修の必要性ですね。そういったことを充実してほしいということがあります。また、連携ということが言われていますけれども、それは連携の広がりを持たないという意味がありませんので、さらなる連携の促進を図っていきたい。

専門的な知識の普及ということで、私たちの支援は制度の狭間にある方々の支援といえます。でするので、そういったイレギュラーな難しい支援の経験がない事業所が多かったのも、そういう、狭間にある方、課題についての支援についての普及が大事です。

偏見、差別というのはまだまだ存在しています。言い方はよくないかもしれませんが、放火の事案や性犯罪の事案である方に関しての受け入れは非常に厳しいということがあります。しかし、そういった犯罪の背景を見ていながら一緒に考えてもらいたいというところで、地域の中でいろいろな機関と取り組みを進めています。ただ、偏見への対応、差別の解消も必要かと思います。

そういったことが実態調査からわかってきました。

その他の事業としては研修会の実施ということで、これは更生支援の意義と現状というテーマで1日かけた研修を、県の主催でやらせていただきました。それに伴うネットワークの会議を 5

回ほどやっています。

それから、矯正施設でのインタビューを行いました。今日は細かく報告できませんけれども、3名の受刑者の方とお会いして、いろいろインタビューをさせていただきました。その3名の方々の共通の答えが、これは意外だったというか、考えさせられたんですけども、自分が固い意思を持つことだと。お酒をやめる、薬物をやめる、窃盗をやめる、そういった固い意思を持つことなんだということで、かなり自己責任に追い込まれてしまっているような、たまたまなのかもしれませんけれども、インタビューをしながらそういったことを感じました。

もちろん本人の意思が必要ですし、エンパワーメントしていくことはもちろん大事なんですけれども、地域での受け皿であるとか継続した関わりを持っていくことと、地域での仕組みを作っていくことが大事ではないかと思っています。

最後になりますが、今、お話したことを昨年秋から、今年の2月末までに報告書を作成いたしました。平成31年度についてはモデル事業の2年目になりますけれども、ここに書いてあるとおりです。関係者、市町村職員や社協の職員や高齢・障害者・生活困窮の業者などを対象とした研修会をしっかりとやらしてもらいたいということで県から委託を受けました。それから研修の効果の検証ということです。

こうしたことを先ほど吉田室長から報告があったような形で、神奈川県としてはこういったネットワーク事業、地域福祉、地域包括支援を目指した形でのネットワーク事業をさらに強めて何らかの仕組みをつくっていきたいということが今、モデル事業でやっているところです。

以上になります。ありがとうございました。

**司会**：山下会長様、ありがとうございました。

それでは徳田弁護士、どうぞよろしく願いいたします。

**徳田 暁（弁護士）**：皆様、こんにちは。神奈川県弁護士会から来ました徳田と申します。

私からは、弁護士から見た神奈川県再犯防止推進計画の策定ということで少しお話しさせていただきますと思います。弁護士から見た観点で言いますと、1つは、やはり司法との連携、とりわけ弁護士との連携というところをより明確に盛り込まれたほうがよかった、盛り込むべきなのかなということでした。自治体においてもそこは意識していただく必要があるのかなと思いました。

これは、やはり弁護士会のアピール不足というところもあるかもしれません。弁護士会として更生支援にどういった取り組みをしているのか、広がっているのかということをお伝えしていない、し切れていないというところは我々の反省もあります。そういった弁護士との連携が、や

やはりこの更生支援の場ではより意識されてもいいのかなというのが率直な感想ではあります。

といいますのも、例えば、弁護士が障害のある方の刑事弁護を担当するときに大きくポイントとなるところは、冤罪の防止であるとか厳罰化の防止、累犯化の防止というところが一般の刑事弁護ととりわけ違う配慮が必要なのかなと。冤罪の防止ということは、やはり迎合的で虚偽の自白をしやすいであるとか、厳罰化の防止ということでは、やはり偏見にさらされやすいというようにそれぞれ課題がありますけれども、特に更生支援との関係では累犯化の防止ということで、では、弁護士にどういったことができるのかを考えてみますと、まず累犯化の防止に当たって考えるべき視点というのは、やはり背景にある要因を探るといふところがあるのかなと思うんですね。

その犯罪に至った、あるいは意味を犯してしまった、あるいは逮捕されてしまった、そういった背景にある要因として何があるのか。もしかしたら自分自身が虐待を受けていたのではないか、あるいは搾取を受けていたのではないか、あるいは消費者被害に遭っていたのではないか。発達障害があってコミュニケーションがなかなかとれない、職場の誤解等を受けやすい、職場の中で同僚ができることが自分には苦手なことがあってなかなかできない、そこで上司怒られる、パワハラになる、いづらくなる、やめてしまう、それで経済的に困窮して万引き等を繰り返してしまふ、そういった背景があるかもしれない。

そういった背景を探って、そこに手当てをしていくことが累犯化の防止であるとか更生支援において大事なことなのかなと考えた場合に、ではそうした場合に弁護士としてどういったことができるのかというと、やはり虐待から一時保護していくというところに虐待防止法という法律が絡んでくる。そこで横浜でも自治体と連携して、弁護士が虐待防止法の解釈に対して法的助言をするような場面があったり、成年後見につなげていく、債務整理につなげていく、そして消費者法の問題があるかもしれない、職場での差別であれば差別解消法とか雇用促進の問題があるかもしれない、法律の問題があるかもしれない。

あるいは生活保護、日弁連でも同行支援に弁護士が関わるといった局面もありますし、障害年金の裁定請求、裁定請求は社会保険労務士さんがやる人が多いとは思いますが、例えば受けられるべき年金が受けられない、そうした場合には、これも経済的な基盤という背景要因に関わる部分で弁護士がその審査請求などに関わっていく。そういった背景要因にある環境調整で、今日再三出ている福祉的、医療的サービスにつなげて環境調整をすることが更生支援において非常に重要なんですけども、それだけではなくて、多様な法的ニーズがあるのではないかと私は思っています。

そういった公的ニーズも含めた環境調整，そこに弁護士とも連携していく，そういった更生支援の結果，結果的に再犯防止につながっていくという観点が必要なのかな，再犯防止計画の中にも盛り込まれる必要があるのかなと思ったりしました。

そんな中で，では弁護士会としてどんなことをやっているのか少しご紹介いたしますと，日弁連としては，刑事弁護センターと高齢者・障害者の権利に関する委員会が合同で，罪に問われた障害者刑事事件PT連絡会というものをつくっていて，いろいろな提言とか，各委員会，各都道府県に弁護士会がありますけれども，そこに罪に問われた障害者に対しての司法と福祉に関する要請を出したりしています。

その中で，神奈川県ではどういったことをしているか，してきたかといいますと，神奈川県でも平成 23 年から，高齢者・障害者の権利に関する委員会と刑事弁護センター合同でPTを設置しました。それ以降，障害者刑事弁護であるとか司法と福祉の連携に関して，それこそ社会福祉士の方々，お医者さんも含めて，あるいはこういった実践をしている方をお招きしてたびたび研修会を開催しています。そんな中で，先ほど山下先生からもお話が出ましたけれども，平成 25 年からは神奈川県社会福祉士会と定期協議を持たせていただくようになりました。

あとは弁護士会独自の制度として，先ほどちょっと取り上げた障害のある方の刑事弁護については，やはり一般の刑事弁護と違った配慮も必要だよという観点から，そういった障害のある被疑者，被告人の刑事弁護については特別な研修を受けた弁護士が担当するようにしようではないかということで，平成 25 年から，障害者刑事弁護人推薦制度ということで特別の名簿をつくりたりしております。

そんな中で，神奈川県は厚労省の日本社会福祉士会の，弁護士と社会福祉士の連携モデル推進事業の対象地域でありましたので，これに絡んで社会福祉士会と弁護士会とで連携して，刑事弁護について一緒に接見に行ったり，あるいは更生支援計画，環境調整について協議を持って社会福祉士の方に更生支援計画を立てていただいたり，あるいは，それを裁判に証拠として提出するわけですけども，それを踏まえてさらに情状証人として社会福祉士の担当の方に立っていただいて証言していただいたり，釈放後の環境調整のあり方とかそういったところのビジョンを証言していただくなどといったことを平成 25 年度，26 年度でやっていました。

これが弁護士からも非常に好評でして，それなりの成果も上がったものですから，これをちゃんとした制度にしようということになりまして，平成 27 年には，神奈川県社会福祉士会と神奈川県弁護士会とで正式に文書で協定書を交わして，刑事弁護，国選弁護等を担当した弁護士から，自分の担当している被疑者，被告人に障害がある，あるいは障害の疑いがある，何かちょっと違

和感があるといった場合に社会福祉士会に連絡して、適任の福祉職の方を紹介していただく、そしてその福祉職の方と一緒に刑事弁護に当たる。具体的には一緒に接見に行ったり、あるいは独自に動いていただく場合もあつたりしますし、あとは環境調整とか更生支援計画と一緒に考えて、それをペーパーにさせていただいたり、それで裁判所に提出して証言していただくという、このモデル事業と同じような内容の連携協定を結んで運用を開始しました。

この中で課題として、今、日弁連等でもいろいろ議論されていますけれども、そういった制度はつくったけれども、福祉職の方に対しての費用が出ないという課題がありました。それについて、本来的には法テラスとかそういった国のほうで手当てしていただくものであると思うんですけれども、神奈川県としては、とりあえず平成30年2月から弁護士会独自の基金から福祉職の方にも、上限5万円ですけれども、費用を支出するという制度もできまして、これが年々実績が上がってきているような状況になるかなと思います。

特に、今は検察庁とか保護観察所とか、福祉につないで更生緊急保護とか保護観察所による支援も進んできていますが、やはり私の経験でも、検察庁がまだ福祉につないでいない事例で福祉的なニーズがあるとか、特に入口支援といいますか、起訴猶予とか執行猶予で釈放されたといった方の場合でなかなか保護観察所が関与し切れていないようなケースは、やはり弁護士がやるべきことがある。更生支援計画というのは本人の情状のための資料ではないんですね。更生支援計画は本人が将来幸せになるために立てるわけですから、その更生支援計画をただ裁判所に提出して終わりでは、あまり意味がない。ですから、その更生支援計画をきっちりと釈放された本人に実践していくためには、その段階で弁護士と更生支援計画にかかわった福祉職、それだけではなく行政、援護の自治省、そこがきちっとかんで継続的にカンファレンス等を持っていくということが大事なかなと思います。

そういった取り組みをぜひとも皆様に知っていただいて、こういった再犯防止の推進計画に盛り込んでいただくことができれば非常によいかなと思っています。とりあえず、私の報告は終わらせていただきます。

ありがとうございます。

司会：徳田先生、ありがとうございました。

## 第二幕 再犯防止推進計画の実施に当たって～その課題と展望

司会：それでは、第二幕第一場では、各パネリストからいろいろとご意見をいただく場とさせて

いただきます。

石川先生、お願いいたします。

**石川**：5つの機関・団体の方からご報告ありました。この異質な団体・機関、それから国と地方、司法と福祉、検察と弁護士、対立構造のものがどうやって連携をとっていくかが課題になってくると思うんです。私の役目はここのコーディネーターですが、実際にはこれを社会の中で定着させるコーディネーターが必要になってくる。これは、国や地方公共団体からお金をもらっている方たちに頑張っていただくとして、私は、せめてこの場をコーディネーターして、その中で何が一番重要な課題になっているのだろうか、それを克服するにはどんなことをしていけばいいのかといったことをそれぞれの方に発言していただきます。その上で、フロアとのやりとりをしながら、課題などが明確になればいいかなと思っています。

第二幕の第1場では、それぞれのところでどういうことをなさってきたのかを主に話していただきました。これからは、地方公共団体も国と協働して行う再犯防止の計画の中でどういったことを課題として考えておられるのか、また、その課題を克服するにはどういった条件をつくり出していったらいいのか、あるいは悪しき条件を消していったらいいのか、それぞれのお立場からお話しいたします。

それを受けて、今、壇上にいる人たちで議論を深め、その後、フロアの方との全体討議としたいと思っています。

順番に、神奈川県からお願いします。

**田熊**：神奈川県の田熊です。

今の先生からのお題に当てはまるどころと、多少ずれるところもあるかもしれませんが、少しお話しさせていただきます。

まず、今後に向けての課題ということですが、1つは関係機関との連携ということで、私どもは地域福祉のセクションということで、国との連携という意味では保護観察所さんは従来からお付き合いがあったんですけども、検察庁さんですとか矯正施設さん、そういったところについては正直余り関わりがなかったので、そもそも知識不足がございました。他の関係団体さん、今、弁護士の徳田先生からもお話があったように、いろいろな団体の皆さんとの関係という中では、この1年間、再犯防止推進会議を通じて関係を持たせていただいて、いろいろ勉強させていただいたということがございます。

できるだけよい関係でということで、これまでやってきたんですけども、今後に向けては私どももさらにそれぞれのお立場の理解を深めさせていただいて、今まで以上によい関係で進めて

いくことが必要であると改めて感じているところでございます。

それから、今日は多分、行政の方も来られていると思うので、その点について少しお話しさせていただきますと、県の内部における連携がとても重要だと思っております。計画の実際の施策をやるに当たっては、福祉セクションの施策だけで進めることは難しく、住宅の関係ですとか就労の関係ですとか、あと保健・医療あるいは教育、それから警察、こういったところも含めてさまざまなセクションの協力が必要になってまいります。そういう意味では、県の内部でしっかりと連携体制をとっていくことがとても重要だと思います。

それから今後の話として、県内の市町村のことですけれども、今、お話したように県でもこれまでなかなか取っかかりがなかったところで連携を進めさせていただいたということで、各市町村も、自分たちで計画をつくるに当たっては多分、国の関係機関との顔合わせや連携があまりできていないところも多いと思うのです。そういう意味では、そういったところのつなぎとつかうか、そういう支援を私たちがやっていたらいいかなと思っております。

それからもう一つ、再犯防止に関連する統計ですね。これはやはり自分たちで収集するのはとても難しいので、統計情報を持っている国の関係機関の方にはぜひ統計を出していただいて、現状を把握した上でしっかりと計画をつくっていくというところでご協力をいただければと思っております。

あと市町村同士の情報共有ですとか先行事例を紹介するとか、そういった場をつくることも県としては大事だと思っているので、こういったことも今後、やっていきたいと思っております。

**三本松**：保護観察所長の三本松です。

私どもは、方向性としては、今あるこういう多機関・団体との連携をいかに進めて再犯防止の実効性を上げていくが一番大事なことと考えております。

今日、皆様方には資料の中に1枚物のペーパーがあるかと思いますが、なぜ連携するのかというと、やはり私ども、再犯防止のみならず改善更生の支援をより推し進めるためでございます。社会復帰後に向けた計画的、総合的な支援、これは刑務所や少年院に入所中の者も対象にしたものになります。就労支援や特別調整、また特別調整に乗らない対象者であっても、先ほど紹介した事例は一般調整の事例でもありましたが、いろいろな機関が関わることで、よりよいところで本人の処遇を始めていきたいという、そして処遇が始まった後も関係するところで処遇会議等を定期的に関きながら、それぞれが持てる権限と責任のもとに本人に関わっていききたいという思いがあります。

そして地域社会での自立を目指した支援、地域との連携、観察所的な課題で言えば、処遇やそ

うした処遇プログラムの充実といったものがより求められるかと思っています。これまで4つの処遇プログラムが開発されていますし、それとあわせて今、いわゆる保護観察の事件対象者の見立てなり、保護観察の計画などを今まで以上に、より専門性を持たせるような試みも、始まっております。そうした他の機関に対してきちんと説明ができる、またいろいろな意味で情報共有や理解の共通的な枠組みを持てるような形で、今後、発展させていけたらと思います。

県には本当にいい再犯防止推進計画をつくっていただきました。私も検討会に参加させていただいて、いろいろな統計情報なり、あるいは管内の民間情報であったり、あるいは計画に盛り込んでほしい意見であったりを提出しましたが、国の施策と連動性を持たせながら、いわゆる保護観察期間中だけではなく期間が終了した後のことも視野に入れた計画にさせていただいたと、非常に感謝しております。

こうした県の動きは県内の他の自治体にも非常によく伝わっておりまして、3政令市が再犯防止推進計画策定の準備を始めています。地域福祉計画の中に盛り込む形で検討しているところもございますし、政令市以外の市でも実際に今、検討に入り、保護観察所にも検討委員として入ってほしいと提示のあるところもあります。また、今、更生保護サポートセンターの設置が全国で進んでおりますけれども、残念ながら神奈川県は状況的にはまだ少し遅れています。ただ、これは西部の足柄上郡の保護司会ですけれども、そちらで県の出先機関において、暫定的ではございますけれども、サポートセンターを来月設置していただけるということになり、これもやはり県がこうした再犯防止推進計画の中での民間従事者に対する支援といったことも打ち出されておりますので、そこを踏まえた上で県から大きな協力をいただいていると感謝しております。

「連携」ということはどこの機関も言いますが、やはり最終的には、いろいろな問題解決のための更生支援のネットワークのような関係性がつくっていければいいと考えております。そのために、これまで各パネリストがご発言されたように、相互の理解の促進や信頼関係の構築といったことが大事ですし、そもそもそれぞれの機関・団体の皆様、それぞれの権限なり責任に基づいて業務をされていることと思います。そうしたことも踏まえて、そのケースの処遇、目的に応じた連携といったものを意識ながら他の機関・団体と関わっていきたくと私も考えております。

まだ始まったばかりではございますけれども、今後、県の計画なり他の地方計画についていろいろ協議会など開いていただいてフォローアップを継続的に実施したり、あと県のモデル事業のほうで更生支援福祉ネットワークの構築ということで実施していただいておりますので、そこでもぜひ更生保護の広報というか、更生保護のことを県内の福祉事業者の方々にもよく知ってい

ただくような取り組みを、私どもも一緒に関わってやっていきたいと考えておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

**中村：**横浜地検の中村です。私からは、課題と思っていることに関して、検察庁に送検されてくる人のうち保護や矯正のほうに行く前に地域社会に帰っていく 50 分の 49 の人たちに対して、受け皿となってくれる人たちを探さなければいけないので、罪を犯した人の刑事司法手続から受け取る仕組みをつくってほしいと思っています。県が福祉の実施機関になっていることは少なく、市町村とか区役所が窓口になっていることも多いですし、高齢者に対しては地域包括支援センターとか、障害者の関係では基幹の障害者支援センターとか地域活動支援センターなど、それぞれの拠点となる相談支援センターを各地域が持っているので、そういう人たちと顔が見える関係で連携していきたい。

先日、横浜市の発達支援センターの方が、発達の問題を抱える人についてぜひ連携したいからということで横浜地検のふれあい広報の申し込みをしてくださって、ふれあい広報にいらっしやいました。地域の人たち、支援者たちは、罪を犯した人についても包括的に支援したいと思っただけでいらっしやる方が今、すごく増えているんですけども、検察から見ると、支援が必要な人たちをどこにつないだらいいのかわからないということがありますので、私たちも入口支援広報でいろいろなところを回っておりますし、また、ふれあい広報で検察庁に話を聞きに来たいということであれば、横浜市の方もいろいろな形で来てくださったようなので、他の方もぜひ来ていただきたいと思っています。

2 つ目に私が言いたいのは、やはり被害者という視点で、児童とか障害者とか高齢者は、被害者にも加害者にもなりやすいという脆弱性を持っておられるんですね。だから今、児童虐待に関する児童相談所・警察・検察の 3 機関連携をやっています。やはり虐待の問題を解決できないまま子供たちが非行少年という形で刑事手続に乗ってることがあります。被害に苦しんでいる間になぜ支援できなかったのかといつも身につまされますし、加害親の方々の話を聞いても、やった行為はととても酷いんですけども、加害者が問題を抱えていることが児童虐待のときにはすごくあるんですね。

先日、知的にも精神的にも障害をお持ちのお母さんにかなり怪我をさせられてしまったお嬢さんという児童虐待の事案があったときには、お母さんのほうには社会福祉士の山下先生に面談していただいて、福祉のつなぎ先を検討し、お子さんのほうは 3 機関連携で事前協議をして、司法面接で被害事実確認をして、協議をする。そして処分前カンファレンスのときに山下先生にも入っていただいて、その家族全体を十分に支援できるような形で医療にも福祉にもつながるような

カンファレンスを実施しました。被害者支援の視点からも包括的な支援、家族全体の支援とか地域全体の支援という視点が必要なのではないかと思うので、そのようなところでの取り組みもお願いできたらいいかなと思います。

山下：神奈川県社会福祉士会の山下です。先ほど神奈川県からお話がありましたけれども、私たちは津久井やまゆり園の事件が、非常に衝撃的なことでありました。これは言うまでもありません。

私は、神奈川県社会福祉審議会の委員でもありますので、その中でも発言させてもらったんですけど、では、神奈川県民が津久井やまゆり事件についてどう思っているのか。それから神奈川県が議会で「ともに生きるかながわ」というかながわ憲章を採択したのでそれも宣伝しています。これは、私たちは当たり前のことだと思っています。何とかしなくてはと思っています。ですが、神奈川県生活アンケートの中でこのかながわ憲章を知っている人がどのぐらいいるかという数値が出て、愕然としたんですね。17%。この数字なんですね。私たちがもう当たり前と思っていることが、いざ県民というところから見るとその数字だったんですね。

では、翻って地域福祉計画であるとか再犯防止のこの計画がどれだけ県民なり国民に浸透していくのか、正直なところ非常に危惧があります。地域福祉計画であれば割と生活と密着したところでの計画が出てきますので、割と市民、県民の方は興味を持つのかなと思いますけれども、さらにそこから再犯というところを全面に出した計画というのは、多分あまり目にしないと思うんですね。ホームレスの計画策定にも関わっているんですけど、ますますそこも見ないのではないかと思います。

自分の住んでいる地域の福祉保健計画だとか地域福祉計画をじっくり見たことがあるかという、正直な話、皆さんどうでしょうか。

そういうふうを考えていくと、この再犯防止計画なりをつくってどう広げていくかを真剣に考えていかなければという危機感、危惧を持っています。

今、ちょうど自動車税の請求書が来ていますよね。自動車税の封筒をピッと開けたらこの「ともに生きる社会」のチラシが入っています。あ、神奈川県いろいろやっているなど。そして郵便局に行ったら、郵便局にもこれ貼ってあるんですね。身近なところの努力をしないと絵にかいた餅、ただの文章だけになってしまいます。そういったことを非常に危惧しており何とか考えていかなければいけない。あと、どれぐらい浸透したのか検証していくことが必要だと思います。

なおかつ、私たち神奈川県社会福祉士会もどれだけ取り組みができていくかという、正直これも十分できているとは言えません。再犯防止推進計画については、神奈川県策定委員のほか、

横浜市で始まった横浜市の策定委員になっています。これには徳田先生も入っています。相模原などの委員にはなっていないけれども、社会福祉士会の自分の足元でどうなのかといったときに、どのように会員に、または神奈川県下1万3,000人の社会福祉士の中に広げていくのか、これも大きな課題かなと思っています。

そういう意味で、神奈川県再犯防止推進計画では、7つの分野に関する宣伝をどのようにしていくのか、これを大きな課題として考えていかなければいけないのではないかと考えています。

**徳田：** 神奈川弁護士会徳田です。再犯防止推進計画実施上の課題ということで、司法との連携、弁護士との連携を意識して実施していただければよりよいという点です。

それというのは、例えば被害者との関係でも、全ての件について刑事事件の間に示談ができていくわけでも被害弁償ができていくわけでもなかったり、あるいは継続的に支援していく中で、そこでまたちょっと失敗してしまうような方もいらしたときに、継続的に弁護士との連携がとれればすぐに被害弁償や示談などにつなげられるということも経験の中ではあります。

少年との関係で言えば、今、弁護士会では法教育などを結構実践しています。学校に出前授業に行き、消費者・SNS被害、それこそ虐待などの知識、自己防衛を中学生、高校生に授業をしていくというところでも、更生支援というか再犯防止はもちろん、そういった犯罪被害の防止につながっていくのかなとも思うところです。

再犯防止推進計画を見て私が感じたこととしては、多様なメニューとかお品書きが書かれていて、それはそれですごくいいと思うんですけど、では、ここに書かれている内容、メニューを誰がどうやって支援につなげていくのかというコーディネーターのところがいまいはっきりしないなと思ってまして、こういった多様な支援メニューにどのようにつなげていくのが課題かなと。

私の経験で言いますと、やはり行政です。援護の実地庁の担当の方がきちっとここに絡んでコーディネートしていただくと、関係機関も来ますし、継続的な支援ができて本人の更生につながっていくというか。私のケースでも、やはり行政の担当の方、担当のワーカーさんと職員の方が最初から絡んで、例えば支援を担当する法人、日中担当する法人、グループホームとか機関の相談支援センターとか生活支援センターの職員の方、生活保護課、それぞれの方を調整してコーディネート、お膳立てをすると皆さん来るんですね。

そういったケースで言うと、例えば先ほどから支援困難だと挙がっている放火の方、性犯罪の方、私はどちらも支援に関わっている方がおりますが、私が担当している放火の方も、最初から行政がガチッと入ったことによってもう10年ぐらい再犯していません。刑務所には行っていな

いです。性犯罪の方も、最初から行政が関わって定期的にケースカンファを本人参加型でやって、その中で、やはり弁護士が関わることによって成年後見などの法手続にもすぐにつながりました。その成年後見自体、市区町村長申し立てということで、行政ががっちりかんでやっていただく、そんな支援を継続していたケースでした。その方も成人になって15年間ほとんどシャバにいたことがないような方だったんですけども、支援のおかげでもう8年間刑務所に行っていないというところがありました。支援をつなぐコーディネーターというところを意識する必要が課題としてあるのかなと思いました。

**石川**：今、それぞれの団体、機関から課題について話していただきました。これを全て議論する時間はありませんが今、徳田弁護士がおっしゃっていたこと、こういうネットワークをつくるときに誰が中心を担っていくかは非常に大事なことだと考えています。もう10年ぐらい前、科学技術振興機構から助成いただき、子供を犯罪から守るための多機関連携の研究をしました。

そのときに、北九州市と札幌市、そして横浜市を何度も訪れ、あるいは何度か早稲田のほうに来てもらって、いろいろな調査から、それぞれが考えている課題がどういうものであり、その課題を克服するためにどういうことを行っているかといったことの勉強から始まって、さらに一歩進んだ研究を進めたんですが、そのときにも、一体どういう部署の人が中心人物としてコーディネーター役を果たしていくかが重要になっていました。

そういった勉強をするまでは知らなかった「要対協」という言葉があります。正式名称は何とていうのか調べてみたら、「要保護児童対策地域協議会」というんです。虐待事案がふえていたこともあって、厚労省を中心に児童福祉法を改正して、各都道府県あるいは市町村ではその中に要対協を設けるといったことをうたっているわけです。それも3層構造のものです。3層というのは、各機関のトップレベルでの意見交換会、これは年に一度ぐらいがふさわしいのではないかと、それから担当部署の課長レベルでの意見交換、これは1カ月ぐらいを目安にやっていったらどうか。それからもう一つは実務担当レベルでの、問題を起こしている当該児童の問題解決チームを随時つくってそれに対応していく。

そういうものが必要なことは当然わかりますが、それが本当に機能するかとなるとどうか。例えば、長崎県のある地域で児童の問題が起こったときのこと。女の子が友達を呼び出して自宅で殺害するという事案でしたが、そのときに、精神科医が児相に相談の電話をかけたところ、児相ではそれを受けて協議のチームをつくらなかった。相談ではないと思って処理してしまった。それが大きく問題になった。

法律を作っても、それを実際に動かす人が機敏に、的確に行動していかないとだめなわけで、

そういうことを考えると、やはり大事なのはそれぞれの機関のことを相互に知る仕組みを作っていかなければならない。よく人事交流と言いますが、そういった人事交流を通してそれぞれの機関の仕事にどういった問題があるのかを直に把握できるようそれぞれ人事交流を進めていく。すぐには効果が上がらないけれども、長く続けていけばその効果は10年後、20年後につながっていく。端的に考えてはいけないことで、でも、どこかでチェックしていつまでたっても追いかけるみたいな。

そのような印象を持っていました。再犯防止推進計画についても、国がモデル事業をということで進めようとしていますが息切れしてしまうのは怖いことで、そのコーディネートをどういふふうに作っていったらいいのかについて、それぞれのところでご意見があったら。

徳田弁護士は、このメンバーの中では神奈川県が中心人物になって動かしていただければという意見だったんだが、果たしてそれで足りるのか。

さっき神奈川県の前田課長が、行政の中でもいろいろな箇所が関連していかなければ、とても更生支援なんてできないと。その仕事も内部でやらなければいけないわけだから、内部での連携と外部の連携をともにやっていく、ものすごく仕事がハードになってくる。そこら辺のことも含めてちょっとご意見を。

**田熊**：とても難しいのですが、要するに、この計画に乗せている施策については既存のものもあり、そういうことも含めて今、実施している機関・担当に協力を求めるとか、施策をそれぞれのところでさらに進めていただくということでも県の内部での連携が必要ですよというお話をさせていただきました。

いろいろな視点からの取り組みがあると思うので、ワンストップで、どこかで全部できればいいのかもしれないけれども、それはなかなか難しいのかなと。

先ほど私どももまだ知識不足という話もしたように、専門の方々のお知恵をいただいて進めていくことも必要ですから、やはり行政だけで全部完結するのはとても難しいと思います。そういう意味では、せつかくこういう推進会議という枠組みをつくっていろいろな主体の専門の方も含めて一緒に検討する場が作れましたので、その中でどのようにやっていくのがいいか、今日いただいたお題も含めて検討していければと思っているところです。

**石川**：その会議、何といたしましたか。

**田熊**：再犯防止推進会議です。

**石川**：それは常設の会議体として設けてあるんですか。

**田熊**：そうですね、平成30年度に設置しましたので、来年度もやってまいります。

**石川**：これは後で話題になるのかもしれないけれども、今、国から補助金が出ているけれども、それがなくなったらポシャるということはないんですか。

**田熊**：一応財源としては、今、モデル事業でいただいているお金を使いながら運営しております。そういう意味では、国にはぜひ引き続き予算をとっていただけると本当にありがたいなと思っています。

それがあればもちろんそれを使っていきます。なくなったときのことはあまり考えたくないんですが、でも、やはりこういった取り組みはモデル事業が終わったからもうこれで終わりということはないと思いますので、何とか知恵を絞って連続していきたいとは思っています。

**石川**：県なり市町村の職員は大概が地元に住んでいる方だから、部署の異動はあっても住居を変えることはそうないと思うんですね。例えば神奈川県の人が千葉くんだりまで住居を変えて、そこから県庁に勤めるなんてことはまず考えにくい。だけれども、地検の方と保護観察所は国の機関ですから、せいぜいいて2年とか3年。

せっかくいい人が来てくれたのに、期待していたところ3年後にはいなくなってしまう。それとともに、「風と共に去りぬ」ではないけれども、中村と共に去りぬとか三本松と共に去ってしまった、こんな現象が起こる可能性があるんですが、そこで、国の機関のお二方から、この連携を維持する上で神奈川県だけに責任を負わせてしまうとまずいから、国のほうとしてはどういうことを考えていったら連携が持続できるのか、ちょっとお話いただくとありがたいんですが。

**三本松**：保護観察所の立場でございますけれども、先ほど紹介した保護観察所の業務の中に、医療観察というか精神保健観察という業務があります。これは平成17年以降、新しく保護観察所の中に取り込んだもので、地域の中で保健医療福祉従事者の方々の協力を得ながら精神保健観察を実施することを前提にした制度です。対象者、その家族、保護観察所、医療機関、地元の福祉事業者などをあわせたケア会議を定期的開催しております。こうした事例の積み重ねが重要で、保護観察所が入ることで国の機関が入ることとなりますので、ある意味、強制力を背景とした医療なり福祉なりと、きちんと本人がつながってもらうことができる程度できるような形を整えることができるかと思えます。

ただ、やはり保護観察でも医療観察でも基本的には期間が決まっていますので、そこから国の機関が抜けるとなると、地域の関係者から不安が漏れることもあります。それまでの間、いわゆる支援体制といったものをつくって事例の積み重ねをしていき、ノウハウもそれぞれの機関・団体、もちろん私どもにおいても積み重ねができてくるのかと思えます。

人事異動がありますから、もちろん担当者が移動することもありますけれども、ケース処遇を

通じた経験なり実績の積み重ねといったものは確実に庁に蓄積されていくのかなと考えておりますので、こうした取り組みを保護観察なり生活環境調査において、幅広く実施していけたらまた少し変わってくるのではないかと。保護観察官も、自分たちの本来的な領域のことをきちんと勉強した上で、法令に則って業務を行うことは大事なんですけれども、こうした連携についても関わっていただけるいろいろな関係機関・団体のことをよく知る、相互理解する、その上で、お互いできるところで連携を図る具体的なケースを踏まえた上での措置なり支援なりを積み重ねていくことで、財産として残るのではないかと考えております。

**石川:** 横浜地検の中村さんは、先ほど紹介されていたけれども、検事でありつつ社会福祉士さんの資格を取り、また精神福祉士さんの資格も取られた。他の機関に行って人事交流したわけではないけれども、一身で人事交流的な構造を持っている人だろうと思う。検察官にこういう人そうたくさんいるわけではないので、中村さんが去ったら地検が神奈川県から撤退したなんていう可能性などについてどうお考えになっていますか。

**中村:** 私は京都地検にいたときに、社会福祉士会の中川先生に、「検事はわかっているつもりになっているかもしれないけれども福祉のことをわかっているよ、ちゃんと勉強しなさい」と通信課程の入学願書をいただきました。社会福祉士職は教育課程がよく検討されていて、その検討されている教育課程に沿って勉強していけば、2年の通信で30通ぐらいのレポートを出し、特別養護老人ホームに実習で行かせていただき、その仕組みの中で、仕事をしながらでも勉強できる。社会人で仕事をしながら勉強して社会福祉士の資格を取る方がとても多いと教えていただいて、知っているつもりだったことが知らなかったなということがよくわかりました。

社会福祉士のすごいと思うところは、生涯研修制度というのがあって、なったら1年目研修、基礎研修が始まって、私は今年から基礎研修2を受けるんですけど、そういう研修制度がきちんとしているので、価値や理念を学ぶ仕組みづくりがちゃんとなされていて、そういう中でいろいろなことを勉強できるよということを一緒に働く仲間には伝えていきます。それで勉強を始めている人もいますし、山下先生がおられるので、横浜地検の刑事政策総合支援室では今年、主任捜査官の若い女性の職員が社会福祉士の資格を取りました。

なので、検察庁におけるニーズのある人の発見機能を高めていけば、それが広がりを持つてくると思っていて、ただ、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取ることに「検事をやめてソーシャルワーカーになるのか」みたいな勘違いが起こるのではないかとことがあります。でも、私は検事という仕事にすごく誇りを持っておりまして、検事だからこそ人間に対する洞察力を磨いて、福祉的なニーズもその能力の1つとして身につけなければいけないと思っています。

そのようなことで、福祉と司法の通訳ができるようになったかなと思います。ソーシャルワーカーの資格を取るということは検察における福祉的支援の必要性の発見の強化にはなるので、ぜひ、仕組みどおり通信を2年受ければ試験を受けるだけで資格をもらえるので、チャレンジしてほしいなと思っていますし、それをやりながら発信力をつけてくれる後輩たちがいて、入口支援で広報しても、名古屋地検のときも若い女性の職員がどんどん自分の思いを話せるようになっていて、いろいろな事例を支援していく中でそれがつながっていくことの喜びを感じて、若くても先輩の検察官事務取扱検察事務官新任研修で「こういう観点で支援が必要な対象者を発見してください」などと話してくれたりしていたので、やはり人を育てていくことが大事です。そのためには社会福祉士としての通信課程とか生涯研修制度が勉強になりましたし、精神保健福祉士は社会福祉士の資格を持っていれば、1年の短期コースで14通レポートを出し、精神科病院と地域活動支援センターの実習に行くことで、有給休暇で対応しました。興味を持って勉強していると、精神鑑定等の業務でその方を見るときに、精神保健福祉士の勉強の中で出会ったたくさんの方々の会話に役に立っています。検察でも語学や簿記などいろいろな形での研修があるので、その1つとして福祉職の通信的な形の勉強をするという選択肢もあれば福祉の知識を持った人材が育っていき、福祉的支援が必要な人を発見する機能が高まっていくのかなと思います。

**石川:** そういう視点を置くに当たって、当時、京都地検ですか、組織として検察は協力しないまでもじゃまはしなかったんですか。

**中村:** そんなことはないです。検事正にも相談して、保護局長をされていた検事正でいらっやいまして、京都地検の取り組みをぜひ発表しなさいというご指導があったり、勉強しなさいというご指導があったりしましたし、すぐく応援していただきました。

**石川:** 先ほどから何回も話に出てきている山下さんですが、山下さんはもう8、9年前にお会いしているんです。それは地域生活定着支援事業（当時は支援事業、今、法律では促進事業）の調査でかなりのところに行って、保護観察所から定着支援センター、実際にセンターが引き継いで入所させた施設を見せてもらったりして回ったんですが、横浜に行ったときにあまり大きくない事務所に居を構えていたのが、山下さんの定着支援センターでした。

その後、入口支援の活動がいろいろなところで行われ出したときに、横浜の弁護士会が神奈川県社会福祉士会と組んでという動きがありましたので、今から4年か5年ぐらい前に早稲田に来ていただきました。さっき所長がお話くださったダイバージョン研究会で。そのときの弁護士さんは徳田さんではなかったんですが、弁護士さんと山下さんにお話ししていただきました。

今、まだそれもやっておられると思うんだけど、今回は地検のほうでさっき言った刑事政

策推進室の社会福祉アドバイザーをされているとか、この10年ぐらいの司法と福祉の橋渡しの仕事では、神奈川県でキーパーソンとして動かれた人だと思っただけですね。

山下さんは千葉に移り住むなんてことはなさらないと思うんだけど、でも、やがてはお年を召してあの世のほうに行くこともあるんだろうと思いますし、1代で終わってはもったいないですから、このノウハウをどういう形で福祉士会の中でつなげていくか、そこら辺はどうお考えでしょうか。

山下：石川先生とはまた別のところで、レインボーホールで会っているんですね。日本社会福祉士会の主催で連携事業の報告会をやって……

石川：飯田橋の。

山下：そうです。あのときに先生にアドバイザーとして来ていただいて、そのときには横浜地検——じゃないか。あ、そうですね。そんな出会いもありました。懐かしいなと思いながら聞いていました。

今、いろいろありましたけれども、中村部長は地検では私の上司になります。検察庁の中で本当にいろいろなことをやっていらして、検察庁の中での取り組みがかなり進んできていることは事実だと思います。目を見張るような動きをされていらっしやいます。

だけれども、中村部長は、社会福祉士会では私たち神奈川県社会福祉士会の会員さんで、私が会長ですので、今、しっかりと基礎研修を2までやっていただいて、3までよろしくお願ひしますということなんです。神奈川県の中でいろいろな動きをつくってきたのは、やはり定着支援センターなんですね。定着の受託をして9年ですけれども、その前2年、3年と神奈川県の中で受託に向けた形のいろいろな勉強会をしてきたのが最初なんですね。それで横浜刑務所であるとか保護観察所等と連携しながらいろいろ勉強会を重ねていて、見学会をやったりとか、司法福祉のいろいろな分野に関して準備をしていって、それで定着支援センターの事業を受託したという経過なんですね。

そのとき4団体のプレゼンがあったんですけども、私たち社会福祉士会が受託したんですけども、観察所の指導、県の指導の中でプレゼンに参加した団体ともうまくやってほしいということがありましたので、その団体の方を職員にお招きしたりとか、ほかの団体とはクローズで事例検討をしたりとか、連携をとりながらずっとやってきた経過があります。

それで何だかんだもう8年、9年、もう10年目になるという定着支援センターですけども、当時は定着支援センターと言っても「は？どちら様ですか」みたいな扱ひだったんですね。やはり最初はそうでした。今、この時期になって「神奈川県定着です」とか「定着支援センターです」

と言うと「ああ」という感じで反応してくれる機関の方が非常に多いです。ここ1年2年、地域の研修会とか講演会にめちゃくちゃ呼ばれているんですね。来週も1本、その次の週も1本という感じで、例えば精神科病院のソーシャルワーカーの連絡会に来てほしいとか、保護司の集まりに来てほしいとかケアマネの集まりに来てほしいとか、社明運動に来てほしいとかどここの保護者会だとか、いろいろな地域の、小さいところも含めて呼ばれているんです。

加算制度がついたこともあって、地域の福祉団体が非常に関心を持ってきています。刑務所の見学会など、県の脈絡で30名募集させてもらってもう100名、120名ボンと応募が来るんですね。それだけすごい人気だし関心があるというところで、まさに今、この再犯防止もそうですけれども、司法福祉の分野、罪に問われた方々の支援という分野が本当に少しずつメジャーになってきているのかなと思っています。

そんな中で、このネットワーク事業もそうですけれども、横の事業をどう広げていくかということになります。やはり全体の底上げをしていくことと、刑事司法に精通した社会福祉士を育てていくことが大事だなと思っています。別に刑法とか刑事訴訟法を勉強しろということではありません。一応そういった分野に関して知識を持っていく、刑事手続をきちんと身につけたソーシャルワーカーがどんどん増えていかなければいけないし、私たちもそれを増やしていかなければいけない。

そういう中で、弁護士会との連携の中でよく刑事司法手続の話をしてもらったりとか、いろいろな研修もやっています。そういう分野を担えるソーシャルワーカーをこれからもつくってきたいと思っていますし、それを一つの仕組みとしていければと思っています。

**石川：**冒頭、神奈川県は被害者支援のプロジェクトをかなり以前から進めていたと。ちょうど私が、WIPSS（早稲田大社会安全政策研究所）を立ち上げたときに、初代の警察庁から送られてきた人物が渡辺巧という人で、その人が警察庁に戻った後、神奈川県警の本部長に移ったんですね。そんなことがあって神奈川県警に視察に来ないかとお声掛けいただき、真っ先に見せてもらったのが、県と県警でワンストップ型の被害者支援に関する事務所を駅の近くに作った、それを案内されたことがありました。そんなことを神奈川県はいち早く進めていた、県警も同時に進めていた。

それから中村さんの報告の中で、刑事政策総合支援室という名前ですか、そこでは被害者の支援も一つの重要な活動になっていると。私、総合司会の千田さんとお付き合いするようになったのは、千田さんが仙台地検の検察事務官でいらしたときに、田島先生来られています、当時、障害者審査委員会を幾つかのところで試行しようという厚生労働省社会福祉推進事業が立ち上が

り、その試行する地検がたしか仙台地検だったんですよね。

そのときに、平成25年に、初めて仙台地検に行ったときに「何も報告することがないんです」ということだったんですよね。それで「こんなことをされたらいいですよ」といろいろなことを申し上げたんですけども、その中の1つが、もし加害者のこういったことをやるならば、被害者の支援を忘れないでもらいたいと。刑事被害者と対象者は車の両輪みたいなもので、片方を忘れてしまったら地域の人々の協力は得られませんよ、そのようなことを申し上げたところ、翌年に行ったら今度は千田さんが「先生、話を聞いてくださいよ」という口調なんですね。

1年弱で、かなり県や市の行政とのネットワークを作ったり社会福祉士のネットワークを作ったり。それから、再犯防止と被害者支援を実施するための室の名称が「刑事政策推進室」。東京地検は、もう「社会復帰支援室」を設けていたんだけど、「大きな声じゃ言えないけれども、それは被害者支援を同時にやっているから仙台の地検のほうがよほどいいですよ」なんて言った覚えがあります。そうしたら、平成26年7月から検事正で仙台地検に着任したのが林検事長だったんですよね。だから、おもしろい世界だなと。こちらが企んだわけではないんだけど、おのずからしてつながっていったということがあります。

先ほど住民の方へのPRが大事だとおっしゃっていましたね。特に、被害者の支援も非常に力を入れてやっているという広報を同時にやる必要があると思う。これはどこが主体となって動けばいいのでしょうか。神奈川県は、田熊さんの部署では被害者支援も射程に入れて活動できるんですか。

**田熊**：神奈川県では、犯罪被害者支援は別のセクションでやっているんですよね。そういう意味では、連携をとることは当然できますので、車の両輪ということはとても大事ですから、連携しながら、どのように啓発や周知をしていくのが大事なのか検討していくことは可能だと思います。

**石川**：地検でもそういうことをやっておられるわけですから、被害者の支援は忘れていないんだということを住民に見せないと、多分協力を得るのは非常に難しいと思うんですね。加害者の更生支援は大事だけれども、やはり被害者のことも忘れないでやっていただきたいというのが私の希望でもあります。

### 第三幕 フロアとの質疑応答

**司会**：フロアとの質疑応答の時間に移らせていただきます。

本日は300名を超える参加者の皆様方にいらしていただき、本当にありがとうございます。そ

の中で、35名の地方公共団体の皆様にご参加いただいておりますが、地方公共団体として神奈川県  
の取り組みについて関係者に何か質問がある方がいらしたら、ぜひこの機会に質疑応答などい  
かがでございましょうか。

手を挙げていただけるような地方公共団体の方、いらっしゃいますでしょうか。後ほどぜひ地  
方公共団体の方からご質問などお寄せいただきたいと思います。

本日は、事前にご質問を寄せていただいております。早稲田大学から、更生緊急保護などの研  
究をされています石田様、ぜひご質問をよろしくお願いたします。

**石田咲子 WIPSS 研究員（早稲田大学法学学術院助手、同大学院法学研究科博士後期課程）**：早  
稲田大学大学院法学研究科の石田です。

保護観察所との関わりについて1点ご質問させていただきます。

再犯防止推進法や再犯防止推進計画を受けて、昨年度から、保護観察所における入口支援と  
して特別支援ユニットが一部の保護観察所で作られたかと思えます。更生緊急保護というと今ま  
では主に就労自立が可能な者であったり、就労自立が見込まれるホームレスの方を対象としていた  
かと思えますが、保護観察所における入口支援では、高齢者や障害者など福祉的な支援、福祉  
的なニーズを持っている対象者も入口支援で積極的に取り組んでいこうという形で進められてい  
くと受け取っております。

この入口支援は、保護観察所が検察庁や地方公共団体から委託を受けた社会福祉法人と連携し  
て行うところに特徴があると思われそうですが、昨年度の時点で19カ所の保護観察所でモデル的  
、試験的に実施されていると記憶しております。今後この動きが広がっていくとしたら、保護観察  
所としては具体的に地方公共団体である神奈川県にどういった対応、どういった連携を望んでい  
くのかご意見をお聞かせいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

**三本松**：今、ありました入口調整に係る部分の特別支援のユニットですが、横浜の観察所には残  
念ながらもまだ設置されておられません。ただ、地方検察庁から、これもやはり地検のほうである程  
度調整を経た上で、そうした入口支援に係る起訴猶予等の対象者のことで、更生緊急保護の申出  
をさせた上で、こちらで保護してほしいという申し入れが何例もあります。

ただ、やはり県内の更生保護施設の特徴というか、就労した上で自立を目指すということが基  
本的にありますので、就労可能な対象者ということでこちらに依頼があります。

それ以外にも福祉の対応を必要とする対象者が結構、います。観察所としては、特に、観察所  
所在地、地元の区役所にある福祉事務所とは定期的に連絡協議会等を開いています。実は横浜の  
観察所は横浜市中区にありますけれども、関東、あるいは全国でも有数の簡易宿泊所を多数抱え

た区でもあります。実際にそこで生活している保護観察の対象者も多数おります。中には一部猶予者で薬物事犯者であり、ということは観察所に定期的に通って処遇プログラムを受ける者であり、かつ福祉的な支援を受けている者でありということでも重層的な関わりをしなければならないような対象者も多数おります。

そういう意味で、地元の福祉とは情報交換なり、状況をきちんと確認した上でお互いがお互いの業務の範囲で関わるといったことはしておりますし、また、県内に4カ所ある更生保護施設も、それぞれの区で、同じ区内、又は同じ市内の福祉事務所と連携をしており、実際に更生保護施設を退所した後に更生保護施設の近くに住んで生活保護を受給し、期間が経過した後も任意で更生保護施設に通ってくる者もおります。最近、国でもいわゆるフォローアップ事業ということで、こうした取り組みをもう少し進めていこうという動きもあります。

もしそうした入口支援等の、今、ユニットはありませんけれども、もしうちのほうにできたとするならば、当然それは地元のそれぞれの自治体との連携は大事になりますから、今、県のモデル事業で進めていただいている更生支援の福祉ネットワークも活用しながら、県内のそうした保健・医療・福祉機関あるいは民間の従事者に対するアクセスを容易にするといった方向性で考えてまいりたいとは思っています。

先ほど医療観察の話をしました、社会復帰調整官という官職を持った方々がそれに対応しています。もともと精神保健福祉士や社会福祉士、又は保健師であった方が採用されて、今、横浜保護観察所でも管理職を含めて12名の社会復帰調整官がおります。そうした人たちがうちの世界に入ること、観察官も保健・医療・福祉のものの考え方とか、あるいはアクセスの仕方といったことも勉強できるようになった、そうしたいい効果もあると思っています。

なので、福祉の支援が必要な対象者が出た場合に、いかに地元の福祉、福祉事務所等と協力していくかが大事になってくると思います。まずは関係機関と連携した上で、適切なところで本人を生活させる、定着させる、そうした取り組みは今後、状況に応じて進めていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

石田：ありがとうございました。

司会：それでは、全般的な入口支援などの研究者ということで、国士館大学の吉開教授からご質問など頂戴したいと思います、いかがでございましょうか。

吉開多一 WIPSS 招聘研究員 (国士館大学法学部教授)：国士館大学の吉開と申します。本日は貴重なお話をお聞かせいただきまして、ありがとうございました。

再犯防止と簡単に言っても非常に困難な作業であり、今、壇上にお並びのような全く異質な機

関の皆さんが連携しなければいけない。連携するためには情報を共有して相互理解を深めていく一方で、各機関の本来の機能を弱くするのではなく、強くしていかなければいけないんだといったところが理解できたように思います。

ただ、各機関が連携して相互理解を深めることで、各機関の機能が強くなる場所もあるのではないかとも思ったところです。

ところで、再犯をしないためには、犯罪をした人がもう再犯しないというモチベーションを持つ、動機づけをすることが重要だと言われるときがありますが、他方、再犯を防止する側、再犯させない側のモチベーションも高くないといけないのではないかと思います。特に今回の再犯防止推進法の関係で言いますと、地方公共団体の皆さんはある意味、「法律で再犯防止が降ってきた」というところもあるのではなかろうかと思っております、再犯を防止するためモチベーションを高めるには、特に地方公共団体の皆さんからすると何が必要かといったところをお聞かせ願えればと思います。

恐らくモデル事業の終了後も国が予算をつけることがモチベーションを高めるための一つの大事な要素なんだろうとは思いますが、それ以外に何か思い当たることがありましたらお教え願いたいと思います。

また、刑事司法機関では再犯防止のためのモチベーションは高いはずだと思いがちですが、実態は、やはり高い人と低い人がいるような印象も持っております。そういう点で弁護士会なり、検察庁もそうですけれども、刑事司法機関の側でも全体的に再犯防止に向けてのモチベーションを高めていくためにこれからどんなことをやっていって、モデル事業終了後にも、再犯防止の取り組みを続けていくにはどうすればいいかといったところをご教示願えればと思います。

よろしく願いたします。

**田熊：**ご質問ありがとうございました。

まず、地方公共団体側のモチベーションという話ですが、そうですね、神奈川県は先ほどお話ししたように津久井やまゆり園の事件があって、誰一人とり残さない、誰もが地域で安心して暮らせるということを大前提としています。それをミッションとして職員としてはやっていくということ。

あとは、先ほどから話していますが、この事業自体を受け取ったのが安全防災ではなくて福祉のセクションということでは、福祉のセクションはもともとそういう仕事をしておりますので、そういう意味では、この計画が降ってきたからそれに対してモチベーションを上げるということではなくて、これは福祉の仕事としてやっていかなければならないものだと考えておりますので、

今日は担当している職員も来ていますけれども、多分みんな同じ思いでやってくれているのではないかと思います。

**徳田**：では、私から今のご質問にお答えしたいと思います。

私なりの答えなので、弁護士会一般の考え方かというのとまたちょっと違うかもしれませんが、まず1つ、地方公共団体の方のモチベーションの要素を考えた場合には、再犯防止と捉えてしまうとなかなか難しいところがあるのかもしれませんが、再犯防止ではなくて更生支援なんだ、福祉的支援なんだ、その結果、再犯防止があるにすぎないのであって大事なのは福祉的支援なんだ、そういう捉え方をすれば、本来的な地方公共団体の業務なわけですね。ですので、やはりそういった意識で取り組んでいくべきなのではないか、そこがモチベーションにつながっていくのではないかと思います。

私は横浜市の再犯防止の会議に一昨日ですか、参加させていただきましてけれども、横浜市は健康福祉局がこれをやっていることがわかりまして、非常にいいことだなと思いました。モチベーションのためにはそういったところの捉え方が大事なのかなと1つ思います。

あとは、弁護士会としても立ち位置としては同じです。弁護士会で主にこの分野に携わっているのは刑事弁護センターと、それだけではなく、高齢者・障害者の権利に関する委員会が日弁連とか各单位会にございますけれども、やはり高齢者とか障害者の福祉的な法律問題に日ごろ従事していたり考えたり、いろいろ取り組んでいる弁護士が比較的中心にやっているところがありますので、やはり弁護士としてもそういった、再犯防止というよりは、先ほどもちょっと私が申し上げたような法的ニーズ、福祉との連携の中で手当てしなければいけない法的ニーズに弁護士が対応していく、それによって本人の生きづらさが取り除かれて、結果的に再犯に至っていないという成果が目に見える形で自分が担当した法的業務の中で見えてくれば、やはり弁護士としてのやりがいにつながってくるだろう。逆に、弁護士会としてはそういった視点を持った、そういったところで熱心に取り組む弁護士を養成していかなければいけないということで、神奈川県弁護士会としても、そういった研修体制等にも今後より一層取り組んでいきたいと思います。

**山下**：発言のチャンスと思って話をさせていただきますけれども、今日、国の関係機関の方も大勢いらっしゃるので1つ言わせていただきたい。国のいろいろな計画とかこの再犯防止推進計画の中にも、息の長い支援とか切れ目のない支援という言葉をよく使いますよね。モデル事業は3年で終わってしまうんですけれども、私はその3年の後の新しい事業をまた展開していくためにも、息の長い支援と言うのであれば、息を続けられる持続的な制度をつくっていくことが必要だと思っています。息が長い支援と言われても、それは息継ぎしなければどうしようもないですし、

息継ぎをしながら息が続けられるような持続的な仕組みをつくっていく。まさに私たちソーシャルワーカー、ソーシャルアクションです。アウトリーチです。そういう意味で、新しい制度をつくっていくことは私たちソーシャルワーカーの役割でもあります。先ほどの話の中で、ワンストップという話が出てきました。今、それが無いんですね。定着がある、弁護士会との連携がある、矯正施設でのプログラムがある、いろいろなネットワークがある、だけれども、それをつなぐワンストップの機関・組織が無いんですね。まさに刑事司法相談支援センターみたいなものを立ち上げていくことが展望されなければいけないのではないかと思います。その一つの仕組みとしてつくっていかなければいけないと思いますし、ぶつ切れではいけないんですね。それをつないで、なおかつ経済的な面でも、やはり収入がないといけませんので、きちんとした予算をつけてもらって刑事司法相談支援センターのようなものをつくってワンストップでの相談体制をつくっていく、これはいろいろな形が想定されるとは思いますけれども、そのようなことをモデル事業をやりながら、モデル事業の次を展望していきたいと思っています。できるかどうかわかりませんが、私はやるつもりでこれから動きます。

**石川：**フロアの吉田室長、どうでしょうか。モデル事業の国のほうの担当者ですから、今の要望に対して答えられる範囲で。あるいは覚悟のほどを披瀝していただけるとありがたいですが。

**吉田：**ありがとうございます。

先ほどご指摘いただいたようなモデル事業終了後も財政的な支援、サポートをしてもらいたいというご意見は、我々が地方公共団体の方々といろいろとコミュニケーションをとる中で非常に多くいただいているご意見でございまして、我々としてもモデル事業が終わったからそれで終了ということではなくて、その終了後も、地方公共団体における再犯防止に向けた取り組みを国として財政的な面からもサポートしていくことが非常に重要であると認識しております。

もちろん財政当局が絡んでくる話でございますので、この場で「必ず予算を獲得できます」とまでは申し上げられないんですけども、少なくともまずその理解を得ていかないといけない。財政事情が厳しい中で、この分野に国の税金を投入していくことの必要性、重要性をきちっと理解してもらい、そのためにはモデル事業で得られている成果、先ほど少し申し上げましたけれども、3年を終えるときにはその取り組みの成果を我々としても把握することになります。それぞれの自治体でそれぞれ特色のあるいろいろな取り組みをされていて、それがこういう側面で再犯防止に当たって効果が出ているということが把握できれば、仮にそれをやらなかったときに生じるコスト、刑事裁判、捜査を開始してから矯正保護での処遇を終えるまでの全体にかかるコストと比較して、こういう取り組みをする方がむしろ再犯者が少なくなることでコストが下がるとい

ったことが一定程度示せるようになるのではないかということも期待しておりまして、そういう面で、財政当局にもこの取り組みの重要性をきちんと理解してもらうことが非常に重要であろうと思います。

その上で我々としては、もちろん分野によって、全て法務省が予算をとるという話ではないと思いますので、そこはどういう形がいいか、今まさにきちんと考えていきたいと思っております。

地方公共団体の皆様からは、こういう方法で財政的支援をもらってもあまり役に立たないといったご意見も実はいただいたりしておりまして、今後、そういうご意見を集約しながら、何が一番地方公共団体の皆様にとって意味のあるサポートになるのかを見極めて、それをしながら十分に検討していきたいと考えております。

**司会**：大変いいお話を聞くことができました。ご意見、ご感想などで結構でございますので、まず、弁護士の関係の方と社会福祉士のお立場の方から重ねてご意見など頂戴できればと思っております。

まず弁護士の方で、神田先生、いかがでございましょうか。

**神田安積（弁護士）**：弁護士をしております神田と申します。

この会場から歩いてすぐの場所に弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックという事務所がございまして、冒頭ご挨拶をされた棚村教授、事務所では棚村弁護士でございますけれども、早稲田大学の現役、OBの教授陣の皆様と一緒に、15名ほどの事務所で日々仕事をさせていただいております。そのようなこともあって、こういう発言の機会をいただいたかと思っております。

先ほど吉開先生の弁護士会に対するご指摘もありましたので、質問ではございませんけれども、私個人の感想を申し上げたいと思います。

私、本日、再犯防止、とりわけ更生支援という局面において、弁護士の関与が必要なのか、また、そもそも弁護士の関与が求められているのか、求められているとしてどういった活動をし、また、これからしていかなければいけないのか、そういったことを確認したいと思ひまして、参加いたしました。

何より今日参加してよかったと思うのは、第一線でこの問題に関わって献身的な活動をされておられる皆様の顔を見ることができた、また、お互い見せ合うことができたのではないかとこのところにあると感じました。

林検事長のご講演の中で、刑事司法と福祉の相互協力、相互理解の重要性と、さらには内在する緊張関係にも触れられながら、「つなぐ」という言葉と「連携する」という言葉、この2つを数多く用いられてお話されたと思います。パネルディスカッションでもこの2つの言葉がよく出て

きていたと思います。

弁護士は、こういった支援を必要とする被疑者、被告人と日常、刑事弁護の中で接する機会が多くありますし、また、そのニーズを把握することもできますし、さらには今日ご参加いただいている関係機関の皆様とそれをつなぐことができる役割、立場にあると思います。さらに申し上げますと、関係機関の皆様と連携しながら抽象的ではない、個々具体的な、そういう支援を必要とされておられる方の支援、援助をできる立場にあります。

しかしながら、吉開先生のご指摘にも関連いたしますけれども、この問題意識、またその役割の重要性を弁護士会全体が十分に理解しているかという、まだまだ不十分なところがあるかと思えます。言い換えますと、今日ご登壇されている徳田弁護士、第一線で活躍しておられますけれども、こういう先頭集団と、それに引き続く弁護士の後続集団の距離が少し開いてしまっている現状でございます。そういった中、やはりこの活動を広く弁護士全体が共有できるように、これは徳田弁護士がさっきおっしゃっていましたが、研修等を充実させていかなければいけないと個人的に考えております。

そのために必要なのが、やはりロールモデル。今日、法務省の吉田室長に大変わかりやすくご説明いただいた地域再犯推進モデル事業、私もこの事業の中身を今日新ためてよく理解いたしましたけれども、その中でご紹介いただいた兵庫県弁護士会の取り組み、さらには、何より神奈川県において徳田弁護士がこの問題に関与されて、関係諸機関の皆様との信頼関係を構築しながら活動しておられるというご報告をいただいて、ぜひ、今日ご参加の自治体の皆様、また関係機関の皆様、弁護士もこの分野で役立つことがあるんだなということを知っていただく、いいきっかけにさせていただきたいと思っております。

石川先生が、このパネルディスカッションを始めるに当たって、対立関係のある皆様がパネリストで登壇されていると指摘しておられましたけれども、私も会場からそういう景色を見て感慨深いところと、また、石川先生のご発言のご真意は、やはり対立関係にあるがゆえに多角的な観点からいろいろな議論ができるのではないか、また多様性のある議論ができるのではないかといったところをご指摘されたのではないかと思っております。

今日の副題だったと思いますけれども、今日のシンポジウムがこの大変重要な問題とこれまでと、それからこれからの、その2つを画する大きな分岐点になったのではないかと私、確信しつつ、求められた感想を述べさせていただきました。

こういった発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

**石川**：今のお話の中で私の言葉が使われましたので、それに関連してちょっとお話ししたいと思

います。

私の師匠が、刑事政策を勉強していて方法論が大事だとずっと言っていました。先生は熱心なクリスチャンでもありました。北森嘉蔵というプロテスタントの牧師さんがいて、その人が書かれた「神の痛みの神学」という本があるんですが、そこで言うところの弁証法の重要性を説いていました。「矛盾というものは解消しないぞ、解消しないから矛盾と言うんだと。では、解消しないなら矛盾は矛盾で放置しておけばいいのかというと、そういう問題ではない。矛盾があることは人間の社会では必然だけれども、それを解決するための努力もこれまた必然なんだと。人類の歴史を見てみろ、その解決のために費やした努力、労力、これの歴史とも見えるだろう。でも、その努力の数だけ解消はしないよ」と。

そういった意味では、対立は当たり前。でも、これを何とか統合するための努力は惜しんではいけないんだという意味で、組織は縦割りを主にしていますよね。だけれども縦割りだけではだめで、やはり横割りの仕組みをつくっていかなければならない。今、求められているのは、縦割りを主とするけれども横割りの仕組みをどういう工夫をしてつくったらいいかというところにあるんだろうと思っています。その展開場面がこの場面にもあるし、こういった場面ばかりでなくて人間の社会でいろいろなことが行われているけれども、そういったことが問題になる。

特に、私は団塊の世代ですけれども、団塊の世代と言われる昭和22年・23年・24年組は800万人ぐらいいるそうですが、これが20年後ぐらいにはどさっと亡くなります。800万人逝って800万人生まれれば人口は変わらないけれども、少子化の流れがありますから、ここで人口が1億2,000万人からがたっと減ります。その近辺にいる老人がやがては人口の5分の2を占める時代がやってくる。だけれども、その5分の2を占めるその人たちが亡くなるとどうなるか。これが2050年ぐらいだと言われていますけれども、もう1億人を切る時代になります。1億人を切る縮小社会・日本においてどういった行政の仕組みを考えていったらいいか、国の姿をつくっていったらいいか。

これはそのときになってやったって手遅れになります。だから、その課題はまだ先のことだけれども、それに気づいた人たちがそれぞれのところでやらなければいけないんだという意識を持って、今日は法務省を中心にいろいろな機関の方たちが来られていますけれども、そういう自覚のもとで恐らく行動されていると思いますけれども、その一つの課題がこういう形で今、やられているんだと私は把握しています。

**司会：**先生の遺言として深く受けとめさせていただきますので。ありがとうございます。

弁護士の先生から今、お話をいただきました。大変参考になるお話であり、またいいご助言で

あったと思います。

それでは次に、社会福祉士のお立場からご意見、ご感想など拝聴したいと思っておりますが、松友先生、よろしくをお願いします。

**松友了 WIPSS 招聘研究員（社会福祉士，法務省東京矯正管区第二部成人矯正調整官付矯正専門職）**：東京社会福祉士会で、小林良子委員長のもとに司法福祉委員会というのがありまして、そこに所属しております松友と言います。

今日は本当にいいお話を聞かせていただきまして、ありがとうございます。本当に感激しながら、短時間の間にこれだけの連携ができていることに本当に驚きました。

といいますのは、東京地検に初めて社会福祉士が配置されたときの第1号が私だったんです。6年前でした。現在は東京矯正管区という、各地の矯正施設に配置されている社会福祉士のスーパーバイザーとして今、管区におりまして、この間ずっとこの仕事に関わってきた結果、数年でここまで来たこと、本当に感動しています。

実はこの動きそのものは十何年前から、林眞琴検事長がおっしゃっていたように福祉サイドから働きかけてきたということは、もう15年ほど前から動いてきて、長崎の田島良昭という男がこの問題を提起して、私はそのもつで定着センターを作ることについで働いてきたわけです。今日は受付で、田島さんの思いを書いた本を販売させていただいております。彼は知的障害の福祉の分野の現場の人だったんですね。私は、30年ほど前から彼のもとにずっとついてきて、この分野で活動できることになって嬉しく思っていますが。そこで山下さんにお尋ねしたいんですが、山下さんはまさに我が同志で社会福祉士の立場であるし、最後にこういうセンターをつくるべきだと。そのとおりだと思います。私もぜひ一緒にやらせてもらいたいと思うんですが、ただ、今回ずっと見たとき、1人抜けている方がいるというか、その人を抜いて連携がやれるのかと思うのは、一昨日、横浜刑務所で特別支援の調整会議を見ているも思ったんですが、実際、社会の中に、地域に戻したときに誰がどのように受けてその人を支援するかという、その人がいないと思うんですね。最初は捕まったときの警察関係者がいないと思うんです。次に、横浜刑務所の事例等を見ますとすごく大変な方ですよ。これを受けて、そして地域の中で再犯させないようにどう支援するか。これはほとんどが障害分野、あるいは高齢者分野、あるいは低所得者分野等の実践家だと思うんですね。その人たちをぜひこのネットワークの中に入れていかないと、送るほつだけが盛り上がりも受けて本当に頑張つていただく方を最初の段階から仲間として入れて議論していかないといけないのではないかと、私の長い、いろいろな分野の経験からそう思うんですが、山下さんの構想は、今後の特に神奈川県におけるそういうあたりについてご意見いただけれ

ばと思います。よろしくお願いします。

地域に行くときに、その人たちをどうこの組織の中に引っ張り込むのか、特に神奈川における計画等があればお聞かせいただければ。今日は神奈川県がずらっといらして、我々東京から見ると、若干嫉妬の目で見ながら期待しております。

**石川**：警視庁の相談センターという構想をお話になったでしょう。その中で漏れているのがそこだと。そこをどう組み込んでいくかということみたいだけれども、山下さんの個人的なお考えで結構ですから。

田島さんは、この後の懇親会でたっぷり時間をとってありますから、山下さん。

**山下**：構想ですよ。

**石川**：構想だから、もちろん実現されない可能性もある。

**山下**：答えになるかどうかわかりませんが、例えば入口支援の中で関わって、その人が実刑判決になった。そして刑務所に収監された。その人がどこにいるかは本人から手紙をもらうというやり方をしているので、わかるんですけども、ではわかった段階で、今まで入口段階で支援をしていたけれども、それは弁護士会との連携事業で支援していた。そしてどこの刑務所にいるのがわかった。それで面会に行くけれども、面会に行くときにはボランティアで行くことになるわけですよ。どこの立場でもない。

そして面会に行って、定着支援センターの特別調整の制度に乗せて、刑務所の中の社会福祉士と連携しながら出口支援につなげていく、それで地域に戻ってくる。そういう流れがあると思うんですけども、要するに、制度に寄り添うのではなくて人に寄り添う形での仕組みづくりが必要。刑事司法相談支援センターみたいなものがあれば、例えば私がそこのスタッフで、ずっとその本人についていられるというような仕組みですね。もちろん、地域との連携がある 中での仕組みを作っていくような、そういうイメージを持っているということなんですが.....。

**松友**：実は東京でも、入口支援の段階で社会福祉士が弁護士と一緒に更生支援計画等を提起しながら、そして矯正局は、法務省は去年から更生支援計画を参考にしている等やっています。私が聞きたいのは、実際に送り出すと、それを受けるところの、例えば知的障害の福祉協会であるとかいろいろな団体がありますよね。そういう責任者の人たちを巻き込む気はないのかということなんです。具体的な形として。

そうしていかないと、ケースだけぽつと送っても皆さん方は、要するにここにいらっしゃるのも福祉関係者は山下さんだけで、あとはみんな法務省関係ですよ。ところが、実際は地域で受けるとなると厚生労働省、福祉関係が実際主体的、責任的にやっっていかなければ遺憾。その人た

ちをどういふふうに巻き込むか、その構想はあるだろうかということを知りたかったんです。

**山下**：関係団体の団体全体としての関わり方は、まだできていません。そこにどう食い込むかは確かに課題ではあるんですよ。今、例えば施設長クラスあたりの方々には大勢ネットワークに入ってきてもらっているんですけども、さらにその上とかそれを取り巻く組織だとか、そこまでまだ手が届いていないんですね。それは課題だと思っています。

**松友**：ありがとうございました。

**司会**：ちょうどこれから社会福祉士として、福祉の立場として課題だとお話が出たところで、また、松友先生からは枠組みに警察が入っていないといったお話もありました。本日は、警察庁の方が見えていますので、現在、警察でやっているお取組についてご紹介いただければと思います。

**木下公三（警察庁生活安全企画課犯罪抑止対策室課長補佐）**：発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。警察庁生活安全企画課の木下と申します。

警察では入口と出口両方の支援をやっておりますので、皆さんにその辺について紹介させていただければと思います。

警察では従来から、非行少年に対しまして、各種ボランティアと一緒に、これは大学生もいらっしやるんですが、非行少年と一緒に立ち寄り支援や居場所づくりの活動を、就労支援などとともにやっていますし、少年サポートセンターを拠点として、いろいろな相談を受けたり、支援活動を行っています。また、暴力団につき、暴力追放センターと連携して、離脱支援や社会復帰支援を行っています。また、薬物事犯に関しては、広報啓発や薬物乱用防止教室、こういったものを開催して再犯防止対策を行っています。

最近ではストーカー加害者に対する対策ですとか、年少者に対する性犯罪出所者、これに対する対策を行っています。ストーカー加害者に関しては相手方への執着心があったり支配意識が強いことが多いので、そういった方について精神学的な治療を受けさせるとか、カウンセリングなどの取り組みを行っています。この取り組みについては、そのサポートを県や市の福祉担当課の方とか保健所の方にお手伝いいただいている事例もございます。

また、子供を対象とした性犯罪出所者に関しては、法務省から出所に関する情報を受けまして、出所後に警察官が自宅に行き、所在の確認であるとか面談を行っています。その面談の中で、生活に困ったことやいろいろな話も出てきますので、そういう場合には区役所や保護観察所と連携して対応する事例もございます。また、家がないとかネットカフェで寝泊まりするような人がいる場合には、住まいも保護観察所と連携しながら、福祉施設を利用するような取り組みをやっております。

このほかにも高齢者犯罪、これは特に万引きに関してですが、微罪処分といひまして、いわゆる警察限りのような処分がありますが、対象になった方々の背景について、孤立や困窮という問題があるという研究結果もございますので、包括支援センターへの相談を勧奨したり、それだけではなくフォローアップとして一定期間、例えば「ちゃんと相談に行ったのか」ということで警察官が自宅を訪問してその勧奨を行うといったこともやっております。

今日のシンポジウムではいろいろな取り組みに関する考え方ですとか、各関係団体の取り組みについて貴重な話を聞かせていただきましたので、今後とも引き続き関係機関と連携しつつ、警察でも取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**司会**：貴重なご報告をありがとうございます。大変参考になりました。

また、本日は、たくさんの先生の中で、自治体の取り組みについて大変お力をいただいた先生がいらっしゃいます。

元千葉県知事でいらっしゃる堂本先生、明石市の取り組みについて少々ご説明いただけますでしょうか。

**堂本暁子（更生保護法人両全会顧問、女子刑務所のあり方研究委員会委員長、元千葉県知事）**：堂本と申します。明石市のことを短く……。

今日のシンポジウムの題は再犯防止と更生支援ですけれども、明石市は更生支援及び再犯防止に関する、計画ではなくて条例をこの4月に施行いたしました。逆なんです。先ほど徳田弁護士はさりげなく、更生支援をすれば再犯防止もその中に入るだろうと言われましたけれども、この中に更生支援というものがどういう意味かはっきりわかっている方が何人いらっしゃるかと思ひます。更生保護というのは法律もあり、そして事業も日本で行われていますが、更生支援というものを本当に理解している方は少ないと思ひます。

私がたまたま明石市の、ちょうど1年かけて条例をお作りになる検討会にアドバイザーとして参加して驚きましたのは、福祉関係の方、それから市民の代表、それから刑務所を出所した当事者も1人入っていました。それから司法関係の方たちもおられた検討会です。最初からとても対立いたしました。どういうことで対立したかという、再犯防止のための条例を作るのだという司法関係の方、刑務所の所長さんとか警察所長とか、それから検事さん、検察の方もいらした。だけれども福祉の人たちは、そうではないんだ、明石市ではもう1年以上前から更生支援を実施してきている、だからその上に、それを主体にしなければいけない。なぜ再犯防止かという、再犯防止はあくまでも刑務所を出所した人を対象にしている、それでは全部の市民が納得しない、だから全ての市民を対象とした更生支援の条例をつくる、そのことによって再犯防止が結果とし

て実現できるのだという論理なんです。

先ほど田熊課長から説明があったように、たしか法の第2条だと思いますが、再犯防止についての計画を作るということで、神奈川県はそれに従って作ったというお話がございました。司法の関係の方は法律に従うべきだ、こういう論理で、あくまでも再犯防止に関する条例をつくるんだということで対立したんですね。

私は、それまで実は国の再犯防止の検討会のメンバーでした。ですから私の頭の中は再犯防止でいっぱいだったんですね。ですから「え、更生支援？何なの」というのがスタートだったんですね。林検事長にも電話をかけて「更生支援って何」と、多分1年半ぐらい前に名古屋に電話をかけてしまったぐらいわからなかったんです。

ですけども、実際にどういうことをやっているか伺ってみると、まず弁護士さんを2人雇い込んで、それから社会福祉士を1人雇って、それから市役所の職員が3人ぐらいで彼らは何をしているかという、刑務所を出所する人がいるといえば弁護士と社会福祉士と2人で事前に行って全部情報を得て、そして出所したときにもう既にその人に必要な、もし生活保護が必要なら生活保護の準備、あるいは住民票がない場合もあります。それから住むところがない場合もあります。そういった準備をあらかじめやっておくわけですね。

それから、そういった出所する人だけではなくて、先ほどから入口支援という形で言われていますけれども、全体的に、網羅的に、それからもっと犯罪のない地域作りというようなこと全体について、これも田島さんがお詳しいんですが、泉市長の信念で貫いて、それを早くからやっておられた。これをやっている以上、これの上に後から法律が来たんだというのが市の人たちの、市民というか、福祉関係の方たちの主張でありました。

両方すごく対立したので議論がどんどんいい形で昇華して行って、私も非常に驚いたんですけども、その中で最終的に司法の方たちがやはりそうなんだということで、最後は、市長が困ると私のところに「堂本さん、どう思いますか」と振ってくるわけですね。私は、両方の意見をお入れになってつくったらどうですかと。

そして結局、今度は名前をつけるときに「再犯防止に関する」とつけるのか「更生支援」とつけるのか。両方入れようということになって、今度はどちらを先にするのかという議論にまできました。そして1年間の議論の結論として「更生支援と再犯防止」という形になったんですね。

今日、神奈川県のお話を伺っていて、神奈川県は本当に連携の中でここまで計画をつくられたと感じたし、敬意を表したいところでございますけれども、課長のお話を伺っていると、一番最初の説明ですけども、確かに神奈川県計画は、再犯防止法をパンと落としてきてやっておら

れる。だけれども、どういう政策をやっていますというご説明は更生支援の内容だと私は受け取りました。

私はたまたま千葉県の知事をやっていたから、どうしても地方行政の立場から物を見てしまうんですけども、明石市で一番尊敬していることは、地方自治体として地方自治体の独自性、それを崩さなかったということなんですね。そのことで、やはり明石市の市長さんは大変尊敬申し上げます。

今日、地方自治体の方が 35 人いらっしゃるということですけども、ぜひ明石市の条例も、それから議論の経過も、さっき林検事長が言われたようにコンピューターで出せますので、読んでいただきたい。そして、それぞれの自治体は国の法律を丸飲みにするのではなくて、自分の自治体で、それを丸飲みにして紙に書いただけの計画ができて何もならないんです。これは実行されない限り何もならない。実行されるためには、その地方自治体に根づいた政策に基づいて国の方針を受け入れる形が大事だということを、私は明石市で学びました。

皆様にもぜひ申し上げたいのは、特に地方自治体の方に申し上げたいのは、紙に書いたものを写すような形で法律を鵜呑みにすること、そういったものは行政の中にいっぱいあります。でも、それは機能しません。本当にこれが機能してほしい、心の底からそう思っています。そのためには各自治体がご自分の自治体の独自性、人口も違います。900 万人の神奈川県と 30 万人の中核市である明石市とは全然違います。ですけども、明石市はそういうことで、市長の信念と情熱で実行できたと思うんですけども、神奈川県の場合は連携という形で実行なさっていらっしゃる。

そういう形でぜひ、地方の方だけに申し上げているのではなくて、私はぜひつけ加えたいと思ったのは、明石市の市長は中村部長と同じに、やはり社会福祉士の資格を持っている。弁護士の資格も持っている。そういう市長です。そして私と意見が合ったのは、私は知事の時代に障害者に対しての差別をなくす条例を千葉県で作りましたけれども、その根幹はいみじくも石川先生が北森先生の本を引用しておっしゃった、対立ではなくて理解で解決していこうということでございますが、明石市の市長はそのことに大変関心をお持ちになっていた。最終的に誰一人残さないということは、やはり対立ではなくてお互いの理解を深めていくことだろうと思います。

ちょっと長くなりましたが、ありがとうございました。

**司会：**堂本先生、ありがとうございます。

このように、日本の国内で、各地域で自治体、関係機関が中心となって更生支援と再犯防止とといった取り組みができてきています。日本の中では、このように学会などの場で情報共有ができ

ますが、日本でやっていることを世界に発信することも、SDGs ナンバー16 では到達目標として決められております。

そこで、法務省国際課から、京都でこのたび開催される予定の京都コンGRESSについて、ご紹介いただきたいと思います。

**田中健太郎（法務省大臣官房国際課付）**：法務省官房国際課付の田中健太郎と申します。

時間が迫っている中、貴重な時間をいただきありがとうございます。

今回、パネリストの先生方、大変中身の濃い、含蓄のあるお話をいただき本当にありがとうございました。私、お話を伺っていて本当に心が熱くなりました。

といいますのも、私が今所属する法務省官房国際課の最重要課題として、国連の犯罪防止刑事司法コンGRESS、通称京都コンGRESSというのがございます。これは、国連の会議でございまして、世界中の刑事司法実務家、具体的には、検察、矯正及び保護、さらには民間からも、刑事司法に関わる学者の方はもとより刑事司法分野で活動している方など専門家を幅広く世界から集め、5年に一度行う国連の刑事司法分野の最大の会議です。来年4月に京都で行われます。日本がこの会議をホストすることになりまして、法務省一丸となって取り組んでいるところでございます。

コンGRESSは、8日間にわたり4つのテーマを議論するところ、その4つある委員会のテーマの1つに再犯防止が掲げられています。再犯防止について世界がどう取り組んでいくかを京都の地で議論するわけです。これにどう取り組むか。お題目だけは決まっているんですが、どう取り組むかは全く白紙で、これから議論していこうというところになります。国連は、SDGs、持続可能な開発目標を掲げておりますが、実は京都コンGRESSのメインテーマにもなっておりまして、「犯罪防止刑事司法、法の支配の実現、SDGsを達成するために我々ができること」というのが京都コンGRESSの全体テーマになっております。SDGsは17のゴールから成り立っているところ、最後のゴール17に「官民連携」と「多機関連携」が掲げられております。これは私個人の意見ですが、再犯防止で官民連携、多機関連携といえ、まさに今日、先生方がお話しになられたことこそが最たる例であり、日本はこの分野で世界をリードできるのではないかと、そう考えられる分野ではないかと考えております。

コンGRESSの本番は刑事司法実務家のみならず、非常に広く民間、また学者の先生方も参加できることになっておりますので、例えばコンGRESSの本番でこのような形で、今やっているような形のを英語に直して世界にパネルディスカッションの形で発信しているのも1つかもありませんし、コンGRESSでは世界から集まって議論した結果として政治宣言が採択されます。これは「京都宣言」という名がつくと思われませんが、京都宣言の中にこのような日本の官民連携、多

機関連携を1つ大きなテーマとして入れて、そこで日本が今後、旗振りをしていくのも1つかなと個人的には考えているところでございます。

長くなりましたが、あと1点だけ。

それに関連しまして、 कांग्रेसと言っても国民一般の皆さんにはなかなか馴染みがないと思いますので、法務省では3回にわたって京都の कांग्रेसの会場において、公開シンポジウムという形で、 कांग्रेसを紹介するシンポジウムを行います。今年12月にはその第2回として再犯防止と更生支援、確定はしていませんが、特に地方公共団体との連携などについて कांग्रेसに関するシンポジウムを行いたいと考えております。今回の主催であります刑事司法福祉フォーラム・オアシスと共催して、また、そのほかの関係機関とも提携して議論し、さらに、その議論の内容を कांग्रेसの本番でも発信できればなお良いのではないかと考えております。

すごく長くなりましたが、簡単にご紹介させていただきました。お時間どうもありがとうございました。

**司会**：ありがとうございました。

日本国内だけの議論ではなく、世界に発信するという意味で京都 कांग्रेसは、非常に期待が大きいところでございます。

第14回国連犯罪防止刑事司法会議は2020年4月20日から27日まで8日開催されます。皆さん、どうぞご興味をお持ちくださいませ。

議論も質問もたくさんいただきまして、ありがとうございました。長時間お疲れになったこととは思いますが、議論したりなかった部分など、ご質問ご感想などをアンケートでお寄せくださいませ。

## 閉 会

**司会**：ここで閉会のご挨拶をさせていただきます。

一般社団法人刑事司法福祉フォーラム・オアシスから、小津博司代表理事、よろしくお願ひいたします。

**小津博司(弁護士、一般社団法人刑事司法福祉フォーラム・オアシス共同代表理事、元検事総長)**：皆さん、今日は長時間にわたって大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

主催者側から言うと手前味噌になりますけれども、今日は大変に有意義な内容であったと思いますし、さらに言えば、恐らくこの時期に語られなければいけないこと、提起されなければいけ

ない問題が極めて的確に、ほぼ全部出された最高水準の会議、集まりになったのではないかと思っております。

これだけの方々に集まっていただけのも、早稲田大学と連携したからこそではないかと思っております。

いろいろ伺っておりまして改めて感じましたことは、検察庁が本気でこのようなことに取り組んで5年ぐらい——いやそんなことない10年ぐらいという方もいるかも知れませんが、全体の取り組みとして着実に前に進んでいるなということと、それから、こうやってみんなで一生懸命やっていると、これはもう後戻りしないでどんどん前に進んでいけるのではないかと改めて確信いたしました。

途中で石川先生から半分冷やかして、検察庁には中村葉子しかいないのではないかというような趣旨の発言がございましたけれども、私が名簿を見て知っているだけで、多分この場に林さんも入れると17～18人は現職の検事が来ていて、中にはベテランの人もいますけれども、まだまだこれから社会福祉士の資格を取ろうかという人もおられまして、つまり、検察庁に限定してもそれだけこれを支える人が育ってきているわけでございますから、もちろんそれぞれの分野で、先ほど弁護士会について随分謙遜したご発言がございましたけれども、弁護士さんの世界の中でもこの分野を支える人たちが次々に育ってきているなと思っているわけでございます。

ぜひそれぞれのお立場で今日のこの内容を役立てていただきまして、これから先のますますの歩みにつなげていただければ主催者の1人としてまことに幸いでございます。

本日はどうもありがとうございました。

**司会**：小津先生、ありがとうございました。

皆様方も、長時間大変お疲れさまでございました。有意義な会議になりましたことを心から感謝申し上げます。

本日はお疲れさまでございました。